

平成 27 年第 5 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

平成 27 年 12 月 3 日 (木曜日) 午前 10 時開議

日程第 1 市政一般質問

2 番 星 宏子議員

1. 「箱の森プレイパーク」の今後の整備について
2. 生活保護対策について
3. 図書館の利用者数がアップするために

18 番 金子哲也議員

1. リンツ市との姉妹都市提携を国際交流促進の起爆剤に
2. 学校教育における文化・芸術・スポーツ等について

17 番 吉成伸一議員

1. 地方創生への農業施策について
2. 高齢者の交通事故の防止対策について
3. 緊急医療情報キットの電子化と 119 番からの活用について
4. 一般廃棄物の処理について
5. スポーツ施設の整備と観光誘客について

9 番 伊藤豊美議員

1. 郷土芸能の保存について
2. 地籍調査の結果判明した国有地への対応について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部	藤田恵子	子育て支援課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	会田裕司
農業委員会事務局長補佐	関谷浩行	西那須野支所長	関谷正徳

塩原支所長 赤 井 清 宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠

課長補佐兼
議事調査係長 増田 健造

議事調査係 長岡 栄治

議事課長 大武 利幸

議事調査係 伊藤 靖

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

星 宏 子 議員

議長（中村芳隆議員） 初めに、2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） おはようございます。

公明クラブ、2番、星宏子です。市政一般質問通告書に従いまして市政一般質問を始めます。

1、箱の森プレイパークの今後の整備について。

箱の森プレイパークは9月の関東・東北豪雨により土砂災害を受け、サイクル列車は現時も使用できない状態になっています。変形自転車とサイクル列車は箱の森プレイパークの集客の中心的役割を果たしており、格安で家族で楽しめるため、リピーターも多くおります。現在、サイクル列車

の裏山の崩れた場所は二次災害防止のため、土のうで砂防の応急処置をしていますが、今後の修繕を含む整備計画と活用についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 星議員の質問に私から冒頭お答えをさせていただきます。

箱の森プレイパークの今後の整備についてでございます。

ご質問のとおり、今回の関東・東北豪雨の影響により、サイクル列車敷地北側の国有林部分が大きく崩落し、土砂と倒木の流入により現在使用できない状態でございます。

崩落部分は塩那森林管理署において、11月に仮復旧を行い、来年度において本復旧を行う予定であると連絡を受けました。

また、サイクル列車の敷地につきましては、現在、土砂と倒木の撤去作業中ではありますが、復旧につきましては塩那森林管理署の本復旧作業がサイクル列車の敷地を使用するため、本復旧作業終了後にレール等の損傷を確認しながら、できるだけ早い時期に再開したいと考えております。

なお、箱の森プレイパークにつきましては、昭和62年のオープンから27年が経過し、施設の老朽化が進んでおりますので随時施設の修繕、利用者の安全を確保しつつ、ファミリー層の誘客も図っていきたくと思っています。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 箱の森プレイパークの入園状況なんですが、昨年度の入園者数はどのくらいか、またピーク時と比べるとどのような推移になっているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（赤井清宏） それでは、まず再質の答弁についてお願いしたいと思います。

箱の森の維持管理に関することにつきましては、私のほうからお答えさせていただきます。企画あるいは政策的なことにつきましては、産業観光部長からお答えさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ご質問の入園者数の状況でございますが、平成20年度までは箱の森の入り口で入村料をとっておりましたが、21年度から無料になっておりますので、有料施設の利用者数で申し上げます。

有料施設は、自転車広場、ケビン、ホビーの里、遊湯センター、バーベキュー広場などがありますが、一部利用者が重複しておりますが、26年度は全体で2万4,418人の利用者がございました。25年度の利用者は2万7,009人でございます。これと比べますと、26年度は9.6%の減となっております。

また、利用者のピークは、平成12年度の7万737人でございます。ピーク時から毎年徐々に減りまして、14年後の26年度はピークと比べますと65.5%の減となっております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 先ほどの答弁の中で、入園者数がピーク時から65.5%減ということでしたが、入園者数が減った理由はこういった理由で減っているのかということは分析されているのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（赤井清宏） 利用者がなぜ減ってきたのかということですが、これはあくま

でも推測でございますが、幾つか考えられるかと思えます。

まず、1つ目は時代の流れといいますが、ブームが変わってきたということだと思います。それで例えばスキー場を例にとってみますと、ピーク時は全国的な数値でございますが、スキーヤー、ボーダーが1,760万人ほどいたわけですが、これが平成22年度にはピークの3分の1の570万人減ってしまったということがあります。今は少しずつ盛り返しているようでございますが、そういった時代の流れ、ブームが変わったということかと思えます。

2つ目はレジャーの選択肢がふえてきた。この近くには花とか動物をテーマにしたテーマパークが後からできてきております。遊びに行くにしてもいろんなところが選べるようになったということかと思えます。

それと3点目でございますが、施設の老朽化だと思っております。箱の森のサイクル列車はオープンから更新をしていない。それと、おもしろ自転車とか変形自転車がございまして、これも故障が多くて、だましまし使っているというのが状況でございます。

そういったいろんなことが重なりまして利用者が減ってきたのかなというふうに推測をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ささまざまな減る理由があると思うんですけども、その中の一つに先ほどレジャーの選択肢がふえてきたということでしたが、やはり来ていただくには選んでいただけるような施設にならないといけないということだと思います。

今回のその大雨に、豪雨によりまして、やはり

サイクル列車も老朽化が進んではおりますが、やはり楽しみにして来てくださるご家族の方がいることも思いますと、やはり一日でも早くサイクル列車なり復旧していただきたいと思うんですが、また選んでいただけるということで考えますと、例えばケビンから裏山のほうにつながっている遊歩道があるんですけれども、遊歩道はサイクル列車の崖崩れが起きましたサイクル列車の裏のほうまで遊歩道として行けるようになっておりまして、ここは中高年の方にも非常に人気があるというふうにも伺っております。

ファミリー層だけではなく幅広い年齢層の方にも入園していただけるような施設にもなっているとは思いますが、そのあたりのPR、選んでいただくということを含めると、その辺のPRはされているのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（赤井清宏） 今、遊歩道は熊が出没しておりますので、二、三年前から閉鎖をしております。ですので、今PRはしておりません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

熊が出没ということで来場者の方が危険な目に遭っては大変ですので、残念なんですが、その状況によっては遊歩道も使えるということでしょうか。熊が出没しなければ歩けるような形で考えてよろしいですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（赤井清宏） 熊が出没しますので、来年から鈴とか鐘を貸し出したり、あるいは早朝なんかの爆竹ですか、鳴らして熊を追い払ってから、来年から再開するというような話を指定管理

者のほうから聞いております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

また、入園者増に向けまして、今、65.5%ピーク時から比較しますとかなり激減をしているという印象を受けたんですが、入園者がふえることに対しまして、例えば民間とタイアップをして何か仕掛けはできないかどうか伺いたいのですが、例えば例で挙げさせていただくならば、塩原にZACKというアウトドアスポーツをやっている会社などもありますけれども、そういった外部の民間の事業者から例えば箱の森だったらこういうアウトドアスポーツができるよとかアドバイスをいただくというようなことはできないでしょうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） それでは、入園者の増に向けての民間とのタイアップということでございますので、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

まずは、一刻も早い完全復旧といったことが集客の増につながるというのが最低条件ということでございます。

その上で、箱の森プレイパークの管理につきましては指定管理者による管理ということでございますので、まずもって現地の事情あるいは顧客ニーズ、そういったものに精通しております指定管理者が集客の増につながるイベントであったり、あるいは他施設との連携であったりといったものを企画、立案していただいて、市のほうにどんどん提案をいただいて、それを実行していただくということが原則だというふうに思っております。

そんな中で、今、議員ご指摘いただいた、ご提

案いただいた、ほかの具体的にZACKとの連携とかということもございますので、そちらに関しましては、今後の集客増あるいは来訪者に対するサービスの向上といった観点から我々の研究課題ということで受けとめさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひ研究していただいて、もっと本当に箱の森プレイパークは本当にいい施設ですので、そういったフルにというかその魅力を思う存分発揮できるようなタイアップ、仕掛けなどができるとうれしいと思えます。

また都会からの例えば埼玉県でしたり、東京とかほかの他県の学校でもいいんですが、林間学校などの受け入れをして、塩原の農家の方も多いですので農業体験プラスアウトドアスポーツ、プラス箱の森で例えば遊んでいただいたり、いろいろ溪流遊びなんかできますし、塩原は文学散歩道なんかもありますので、そういった本当に勉強にもなるし、体を動かして自然と、また自然も楽しめますし、農業体験もできるということで、そういった組み合わせをしながら、どんどん林間学校での受け入れとか、そういったことでの考えはできるかどうかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 林間学校の受け入れ等についてはどうかということでございますが、こちらについても我々として集客増の一つの手だてということで今後の研究課題ということで賜らせていただきたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

積極的にアピールをしていただければと思えます。やはり一度来たところでよければまた今度は、例えば林間学校で行った子どもたちがよかったよということになれば家族でまた行こうかというふうな拡大にもつながると思えますし、本当に自然豊かなところですので、ぜひ魅力を発揮していただければと思えます。

また、きのうの齋藤議員の質問の中でALTの話もありましたが、ALTとの交流という部分では、やはり箱の森を利用してその交流会できないかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） すばらしいご提案ありがとうございます。

ALTの活用は学校にとどまらず、幼稚園、保育園とか、それから学校の地域とのつながりの中で英会話のサークルみたいなものをつくってやっているとか、さまざまな今、例が出てきております。今の話は一つのご提案ということで検討させていただきたいと考えています。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひご検討いただいて、やはり市内の子どもたちにも、またALTの先生たちにも箱の森での遊びを通して魅力を感じていただければと思えます。

また、箱の森も含めまして、例えば他市町村との先ほど言いましたタイアップですとか、民間とのタイアップを含めて観光客の誘客増に向けての連携のとり方についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 箱の森プレイパークも含めてということで、市全体の誘客対策をどの

ように考えているのかというお尋ねだと思います。

市全体としての誘客対策に関する市町村間の連携あるいは民間とのタイアップにつきましては、現行においてもできる限りの中で実施しているということでございます。

例えば、市町村間の連携ということにつきましては、那須地区の総合観光案内所の運営であったりとか、あるいは官民の連携ということになれば、おもて那須手形の発行事業であったり、さらには民間とのタイアップということでは、ココシル那須塩原の運営などを行っているというのが実情でございます。

今後につきましては、那須地域定住自立圏構想のビジョンというものを毎年度更新することになっております。そして那須地域定住自立圏構想の中で観光事業については一つの重点課題ということになっておりますので、これらの見直しの中で具体的に事業ベースで関係市町あるいは民間とのタイアップ連携というものをしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 那須地区定住自立圏構想の中での観光ということで、これからの重点課題ということでご答弁をいただきました。

しっかりほかの他市町村とのそのタイアップを考えつつ、やはり観光、本当に那須塩原は観光できるところ、たくさんありますので、それを盛り上げていただければなと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

2番、生活保護対策について。

本市の本年度の生活保護扶助費予算額は16億円を計上しています。生活保護受給者は年々増加傾向にあり、本年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、自立への対策が進められています。

生活保護受給者の支援を実施するに当たり、市独自の取り組みも必要と考え、以下についてお問い合わせいたします。

現在実施している自立支援の内容と事業の評価についてお問い合わせいたします。

被保護世帯の高齢者への支援についてお問い合わせいたします。

被保護世帯の生産年齢世代への支援についてお問い合わせいたします。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） それでは、2の生活保護対策につきましてお答えを申し上げます。

初めに、 の生活保護受給者への自立支援の内容と事業の評価、それから の被保護世帯の生産年齢世代への支援について関連がございますので一括してお答えを申し上げます。

本市におけます10月末の生活保護受給世帯数でございますけれども、これは10月末で808世帯、保護の人員が1,052人ございまして、保護率は1,000人当たりで申し上げますけれども9人でございます。

保護を受けている世帯は、高齢者世帯、障害者世帯、傷病者世帯、母子世帯、その他の世帯という5つの分類に分けられますけれども、それぞれの世帯の事情に合わせまして病気やけがの回復のための支援、介護サービスの利用による生活の立て直しへの支援、また就労に向けた資格取得や求職活動などへの支援、さらには年金や手当の受給、資産の活用などへの支援を行っているところでございます。

特に、生産年齢世代といわれます15歳以上、65歳未満の方がいる世帯に対しましては、高校、大学等に進学しているという場合を除きまして、ま

た病気や障害、子育てなどの諸事情を考慮した上で就労による自立ができるよう支援を行っているところでございます。

具体的には定期的にハローワークのケースワーカーが市役所に来所し、就労希望者との面接相談を実施しております。また福祉事務所内にも就労支援員を1人配置しまして、就労に向けた相談を随時行っております。

ことしの4月から10月末までに収入が増加いたしまして生活保護が自立廃止となった世帯が10世帯、また廃止には至っておりませんが、収入が増となった世帯が26世帯でございます。少しずつでございますけれども、先ほど申し上げました取り組みが成果を出しているのかなと評価するところでございます。

次に、の高齢者への支援についてお答えいたします。

高齢者世帯は10月末で433世帯あり、全体の保護世帯に占める割合が54%でございます、最も多いという状況でございます。

65歳を過ぎても就労を希望する方には就労相談員やハローワークでの相談支援、またシルバー人材センターへの紹介等の支援を行っておりますけれども、一般的には就労による経済的自立というのはなかなか容易でないというようなところでございます。

また、高齢になれば当然医療や介護が、より必要となる方が多くなります。このような方には安定した生活を維持できるよう医療や介護サービスの適正な利用を助言、支援しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） それでは、順次再質問させていただきます。

番と 番は一括で再質問します。

先ほどご答弁をいただきました支援の内容といえますのは、主に経済的自立を促すための支援となっておりますが、例えば被保護者一人一人の心身の状態や職業のその適性を見ながら本人の希望ですとか、または必要に応じて日常生活や社会生活の面での支援や、またはその人に合わせたその対策、プランというのを綿密に立てているのかどうかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 生活保護におけます私どもの支援と申しますのは、視点が3つあるというふうに思っているところでございますけれども、先ほどお答え申し上げた経済的な自立への支援、就労等への支援ということになりますけれども、それが1つ目でございます。

2点目には日常生活の自立、それへの支援というのがございますけれども、これは自分で自分の健康ですとか生活管理が行えるように日常生活において自立した生活を目指すというようなことを支援するものでございます。

それから、3点目は社会生活の自立支援というものがございますけれども、これは社会的なつながり、隣近所のつき合いですとか、地元自治会とのおつき合い、あるいは親族関係のある方とのおつき合いとか、いろいろあるかと思っておりますけれども、そのようなつながりを回復、維持し、社会生活面の自立を支援するというものでございます。

生活保護をする際、あるいはしている最中もずっとでございますけれども、基本的にケースワーカーという者がそれぞれの世帯あるいは被保護者の方と相談をしながら状況を聞き取りまして、どのような支援が必要なのかということを十分把握をいたしまして、支援のための計画というの

をつくります。これには当然SVと呼ばれます指導員ということになりますけれどもそういう者、それからその上の担当課の課長、課長補佐、福祉事務所長、私でございますけれども、が入りまして支援計画というのをつくってそれぞれの方、それぞれの世帯の被保護者の方々の実情に応じて、それこそ100世帯あれば100の支援を考えながら支援を行っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

各自それぞれの実情に応じての支援計画を作成して取り組みをしているというお返事でしたが、生産年齢世代ですね、15歳から65歳未満の方の今の生活保護を受給されている方の人数、数とかわかりましたらお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 生産年齢世代の被保護者の人数というご質問でございます。

先ほど全体で1,052人という10月末の人数をご報告申し上げましたけれども、その中で単純に年齢的に15歳以上、65歳未満となりますと全部で449の方がいらっしゃいます。

ただ、中には高校生ですとか、病気や障害をお持ちの方などの理由でなかなか就労という面での支援ではない支援を私どもが考えているという方が多くございまして、就労という方面から支援をするというふうにつかまえているのが大体100人程度、100人ちょっとというふうになるかと。これちょっと正確な数字をなかなか出しづらいんですが、100人ちょっとになるかと思えます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 100人程度ということで

今お答えをいただいたんですが、この100人というのは先ほどおっしゃいました病気や障害者の方は除いての受給者ということになります。

この100人の方の要はなかなかやはりさまざまな個人、それぞれのさまざまな事情はあるとは思いますが、そういう100の方に対して生活、先ほどの質問に戻りますが、日常生活の自立支援だったり、社会生活自立支援というのをここに計画を立てていらっしゃるということによるしかたでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 先ほど3つの視点があるというようなお話を申し上げましたけれども、その状況に応じまして3つの視点全てを支援が難しい方も当然いらっしゃいます。

例えば、ご高齢でもう本当に要介護5とかになれば就労という面はまず考えようがございませんので、そういう点は考えないとかというのがございますけれども、基本的にはどの方も3つの視点から自立というところを検討するところでございますけれども、特に今申し上げました100人ほどちょっとの方については就労による経済的な自立というところも当然に視野に入れた計画を立てて支援をしているというところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

その100人程度の中で、例えば経済的なもちろん自立支援ということが主になってくると思うんですが、大体その支援の結果、どのくらいの方が就労に自立に結びついているかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最初にお答えした数字をもう一度繰り返す形で申しわけございませんけれども、ことしの4月から10月末までになりますけれども、働くことによって収入が増加して自立廃止につながったというのが10世帯、人数ちょっと把握しておりませんが、10人ほどになるんだと思いますけれども、というところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

10人ということでお答えいただきました。

生活保護自立支援ということに関しましては、北海道の釧路市がモデル地域として、かなり注目をされているところなんですけれども、その釧路市の取り組みとしましては、半就労半福祉という考え方のもとで自立支援の推進をしております。民間団体に仕事づくりの事業を委託して、その仕事への被保護者の受け入れも担ってもらっているものでして、被保護者が労働の場に出ていくこと自体が要は日常生活の自立化にもつながりますし、また自尊感情や就労や社会参加への意欲が出る効果も期待されています。

本市においては、そのような形での半就労半福祉というような考えはありますか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） ただいまご質問いただいた内容でございますけれども、これにつきましては、ことしの4月に生活困窮者自立支援法というのが施行されまして、自立支援事業というのが始まったところでございますけれども、その中の一つに就労準備支援事業、就労に向けました日常社会的自立のための訓練というようなものが

ございますけれども、それに当てはまるのかなというふうに思うところでございます。

この事業は一般的な職業につくということが難しい人もいらっしゃるわけですが、そういう人に本格的な就労に向けた準備といたしまして、日常生活の自立や社会生活のために働くことを意識づける、将来における自立や保護からの脱却を目指すというような事業でございます。

釧路市は先行して事業を実施した例であるというふうに聞いているところでございます。

このような事業の受け入れを行う事業所というのは認定が必要なんですけれども、その認定というのは都道府県知事が行うこととされておりまして、まだ栃木県の北部、県北といわれるところにはそのような事業所がございません。そういう関係もありまして、那須塩原市では現在行っていないというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 都道府県知事の認定が必要ということで、今、事業所での受け入れ、今のところはないということなんです、そういった形での受け入れを進めるような対策は何か今後とる予定はあるかどうかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 私どものほうで各市内、市内には限りませんが、基本的に市内の各事業所さんにそのような半就労的な半訓練的な形での受け入れの呼びかけというところはまだ行っていないところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

半就労半福祉という部分では、また釧路市の例

にはなってしまうんですけれども、就労移行型のインターンシップ事業というも行っております。

釧路市からの委託を受けた事業所が参加者である被保護者に対してさまざまな軽作業とか、さまざまな作業を提供するとともに参加期間に応じて報酬を支払うものであります。事業への参加が1年に達した参加者については、事業の例えば参加態度が良好で委託先事業所がその参加者を引き続き必要だと感じた場合には職員として採用するというシステムでして、例えば参加期間が開始期間が3カ月までだったら報酬としては無償なんですけど、1年に達したときには1日2,000円というふうに、本当に少額ではあるんですけれども、働く意欲を持っていただくという面では有効だと思います。

いきなり就労ということに対してはハードルが高く感じてしまうインターンシップ事業なら手軽に参加できると思いますので、先ほどの半就労半福祉でのその認定が必要といった事業所に対しましても、そういった形でのその呼びかけというものも重ねてやっていただければ少し幅も広がってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 先ほど就労の支援を行っている方が100人強ほどいるというようなお話を申し上げました。

その中にはハローワークでの職業訓練なんかを受けている方もいますし、実際にはもう働いていらっしゃる方もいらっしゃいます。働きながらもちょっと収入が足りないので保護の必要があるというような方もいらっしゃる。そのほか、まだ就労につながらない方、訓練にもつながらない方も当然いますので、今、議員のご提案くださいまし

た取り組みというのは、そういう方への支援としてはとてもよい制度ではないかなというふうには思うところでございます。

ただ、まだそういうような受け入れ事業者というのをつかまえておりませんので、これからそういうことも含めて、検討、研究が必要なのかなと思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひよろしくお願ひします。

ハローワークさんにはとてもお世話にもなっていますし、とてもハローワークさんの協力なしでは支援というのは難しいとは思いますが、また受給者側に立ったときにさまざまな選択肢があってもいいのではないかと思います。質問をさせていただきました。

今、半就労半福祉という部分で質問をさせていただいたんですが、それでもまだまだちょっとハードル高いよという方もいらっしゃると思います。

そういう方に対しては、まずはボランティアという形で社会につながっていくということも大切な考えの一つだと思うんですが、例えば新たにその受給開始をされるときにボランティアに参加するというのも、ひとつ提案としてご本人にお話をよく説明をしていただいて、どういったボランティア活動に参加するかという内容的なものに関してはご本人を選んでいただくような形で、まずは自立支援ということを考えてときに、そういったアドバイスをまず窓口ですということも考えられるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 先ほど再答弁の中

で社会的な自立への支援というのも支援の一つの視点であるとお答え申し上げまして、当然社会とのつながりということも、生活保護をしていく中ではケースワーカーも心を砕いているところでございます。

隣近所の方、地元自治会とのつながり、自治会が行う奉仕活動への参加とか、そういうようなこともできる範囲でやっていただければなというふうには思っているところでございますけれども、今までボランティアへの参加というような視点で何かを進めたというのは基本的にはないところかと思えます、全ての事例を当たっているわけではありませんけれども。

そういう意味でボランティアも社会的なつながりというふうなところから見れば大切な一つの手段であるというふうには認識しております。

ちょっと今どのようにやれるのか、被保護者の方がどのぐらいいるのかというのもわからない状況でございますけれども、そういう点も社会的なつながりの一つの項目として有効に使える手段があるかどうか研究をしていきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひよろしく願いいたします。

今まで質問してきましたこういった自立支援という形での事業評価というものをするために、SROIという社会的投資収益率という計算方式があります。

このSROIというものの特徴はPDCAサイクルの効果的運用に役立つ、また事業の価値や成果をわかりやすく表現できたり、事業に関係する人を巻き込んで評価できるという面では、今まで例えば目に見えなかった人数的なもの、例えば先

ほどのあれですけれども、自立した人は何人ですよ、今収入が増加した人は何人ですよという、そういった目に見える形での評価はもちろん掌握はできるんですけれども、例えばボランティア活動に参加をしました、半就労半福祉のほうで自分はやっていますといった働く意欲とか、そういった社会とのつながり、また自尊心ですとか、目に見えないものを何でもお金にかえていいものかどうかわからないんですが、そういったものを金額的な試算として見ていくという計算方式になっていきます。

そうすることによって、生活保護受給者が地域へ貢献をして、その成果というのをSROIを用いて可視化をすることができますし、生活保護受給者が地域の担い手としてその地域社会からも認められる、また生活保護受給者が委託先との価値を共有しながら地域社会への貢献を意識した成果指標の設定を行うこともできるという部分では、事業改善というところでつながっていくと思うんですけれども、このSROIという考え方は福祉分野に限らず、さまざまな事業でも適用できるものではあるんですが、本市ではまだ導入しておりませんが、そういった考え方や捉え方という部分はこれから取り組みとして考えていただけたらどうかということでお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 今のご質問がちょっと那須塩原市としてそのSROIというのを取り入れるというご質問なのか、生活保護の中の自立支援の一つの事業にそういうのを入れてみたらというようなものなのか、ちょっとわからなかったところがあるんですけれども、あくまでも私のお答えですから、生活保護の中の一つの事業の中でそういう手法はどうかという観点からのお答え

になりますけれども、いわゆる中間的就労的なものをまだ行っていない段階でございますけれども、そういうのも考えていかなきゃならない。生活困窮者自立支援という中ではそういうのも任意事業として挙がっているところでございます。

そういう事業に取り組むということになれば、当然何らかの形で事業評価というのにも必要でございますので、そういうものの一つの手段として今、議員からご提案のございましたSROIでございますか、そこら辺についても研究する必要があるのかなとは思っております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

本当に自立支援ということで、PDCAがはっきり計画も立てられますし、その結果もまた検証できるということで、取り組みができればまたきっと自立支援ということでは一歩進んだ政策がとれるのではないかと考えて期待をいたします。

あと、の高齢者への支援としまして、高齢者、これからけさのニュースでもラジオのニュースでやっていたんですが、高齢者の生活保護受給者が過去最高に達したということでした。

今後、ますます高齢化社会を迎えるに当たり、生活保護受給者がふえてくるのではないかと、私は考えられるんですが、これから始まってきます例えば高齢者の方、もちろん体の調子の悪い方もいらっしゃいますでしょうし、障害をお持ちの方もさまざまいらっしゃるかと思うんですけれども、それでもやはり健康でちょっと動けるよとおっしゃる方に対して、ボランティアポイント制度の活用というものは導入できないかどうか、それをお勧めしながらまた社会とつながってはいかがですかということで提案できないかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） ボランティアポイント制度は高齢者福祉の分野で介護予防という観点から導入を考えて予算をいただきまして、現在募集を行っているところでございます。

実際の活動は来年からというような、来年1月からボランティアを行っていただければということで準備を進めているところでございますけれども、その対象としてボランティアポイント制度をつくったときに生活保護受給者の高齢者の方というのは基本的な視点にはなかったところでございますけれども、排除するというのも特になくございまして、そういう高齢者の中でも体は特に支障はないけれども年齢的な問題でなかなか仕事がないという方もいらっしゃいますので、そういう方がそういうのをボランティアで貢献したいということであれば、そういうのをご利用いただくということも一つの手段としてあるのかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 今のボランティアポイント制度はすごくいい取り組みだと思いますので、ぜひ無理ない部分での、やはりご本人にもお勧めしていただければ、これもまた自立支援に向かうひとつのまた励みにもなると思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

これから高齢者が増加して、年金だけでは生活できずに生活保護申請されることも多くなってくるとは思いますけれども、やはり私たちのこの那須塩原市は人々から選ばれるまちづくりということを目標にまちづくりをしておりますけれども、また生活保護受給者とかそういった支援という着実な足固めというものも必要だと考えております。

両輪がかみ合ったときに、さらなる本市の発展があるのではないのでしょうか。

今後のますますの取り組みに期待をして、この質問を終わりにします。

続きまして、3番、図書館の利用者がアップするために。

平成31年10月に（仮称）駅前図書館の開館が予定され、市立図書館のあり方を明確にし、計画的整備、活用のため、那須塩原市図書館のあり方が策定されました。新図書館の建設に当たり、市民の関心も高くなり、期待も大きくなると思います。市民の憩いの場また交流の場として一人でも多くの方に利用していただき、広く愛される図書館になることを期待します。

現在、本市の図書館年間利用者数を見ると、平成23年度は約13万7,000人、平成26年度は約12万3,000人と減少傾向にあります。

デジタル化により本離れが進んでいることも考えられますが、新図書館開館までに利用者がアップすることを目指し、対策をとる必要があると考え、以下についてお伺いいたします。

子どもの読書記録に読書通帳を導入する図書館が全国的に広がりを見せています。銀行の預金通帳のように印字され、子どもたちにも好評ですが、本市も導入する考えはありますか。

図書館に気兼ねなく小さなお子さんを連れて行けるよう「赤ちゃんタイム」を設けている図書館があります。本市はまだ設けていませんが、子どもが小さいときから図書館に親しむことはとても大切です。今後導入する考えはありますか、お伺いします。

新規来館者をふやすために、新着本のお知らせや図書館の情報など「みるメール」で配信することについてお伺いします。

新図書館開館後の黒磯図書館、西那須野図書

館の利用についてお伺いいたします。

視覚障害者や細かい文字が読みにくい高齢者、識字障害を持つお子さんなどのために、大活字図書やデジター図書の拡充及び外出が困難な方のために電子書籍の導入についてお伺いいたします。

乳幼児健診時、赤ちゃんへの絵本（ファーストブック）をプレゼントして読み聞かせのきっかけをつくる取り組みについてお伺いします。

男子トイレに赤ちゃん用シートの設置とベビーベッドの設置についてお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 3の図書館の利用者がアップするためにについて順次お答えをいたします。

初めに、の読書通帳の導入についてでございますが、読書通帳につきましては3種類ございます。質問にありましたような預金通帳のタイプです。それと貸し出し記録が印字されたシール、それを張りつけるお薬手帳タイプ、また利用者が自分で貸し出し記録を手帳に書き込む自書タイプというものでございます。

預金通帳タイプ、お薬手帳タイプにつきましては図書館システムとの連動が必要となってまいります。現在、本市では新しいシステムの導入を進めている最中でございますが、読書通帳のシステムに対応していないということで、現在のシステムではちょっと難しいかなというふうに思っています。

県内では、小山市が自書タイプの読書通帳を平成26年4月から導入をしております、利用者自身が読書記録を管理する上での利便性が向上しております。自書タイプの読書通帳はある意味簡易でありますので、また一定の効果が認められることから、本市におきましても導入、活用方法等に

つきまして検討をしてみたい、研究してみたいというふうを考えております。

次に、 の「赤ちゃんタイム」についてお答えをいたします。

本市の図書館では定期的にお話会とか、紙芝居会を開催しております。多くの子ども連れの親子さんが参加しておりまして、今後これらの機会を活用した「赤ちゃんタイム」の導入について、子ども連れの親子の意向、またほかの利用者への影響などについても検証し、導入の可能性を探ってみたいというふうを考えております。

次に、 の新着情報等の「みるメール」での配信についてお答えをいたします。

本市の図書館では月当たり800から1,000冊の図書を購入しているわけですが、その新着本を全て「みるメール」で配信するという事は膨大なメールのデータ量、回数となりますので、現時点では難しいというふう考えているところです。

現在、図書館ではホームページ上に新着本の紹介コーナーを設けておりまして、皆様にお知らせをしているところです。また月に1回、図書館だよりを発行しまして、市内の公民館等公共施設に配布をし、図書館の情報をお知らせしているというようなのが現状でございます。

次に、 の新図書館開館後の黒磯図書館、西那須野図書館の利用についてということでお答えをいたします。

現在の黒磯図書館及び西那須野図書館につきましては、新庁舎建設に伴う関連施設の整備の方針というものが決定され、それぞれの図書館については新庁舎建設後については閉鎖をするということと考えております。

今後の利用につきましては、現在策定中の公共施設等総合管理計画の内容等も十分に踏まえて検討が必要になってくるというふう考えておりま

す。

次に、 の大活字本、デジター図書の拡充、電子書籍の導入についてお答えをいたします。

本市の図書館では大活字本を11月1日現在2,386冊所蔵しており、ことし4月1日から11月までに延べ1,073冊の貸し出しを行っております。

また、デジター図書につきましても、11月1日現在163冊所蔵しておりまして、11月までに延べ9点の貸し出し実績となっているところです。

今後、これらの図書を充実させるとともに広報活動も行い、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

電子書籍の導入につきましては、県内では高根沢町、大田原市が導入をしております。本市におきましては平成31年10月に開館を予定しております(仮称)駅前図書館での導入を現在検討しているところです。

次に、 ファーストブック事業についてお答えをいたします。

現在、図書館では赤ちゃんへの読み聞かせ事業として10カ月健診時に図書館の職員がお伺いをし、動く絵本などの読み聞かせを行っております。

今後、ファーストブック事業を通じた読み聞かせの大切さ、読書の習慣づけなどについての効果も含め、検討をしてみたいというふう考えております。

最後に、 の男子トイレの赤ちゃん用シート等の設置についてお答えをいたします。

黒磯図書館、西那須野図書館につきましては建設年次が相当古いということもあります。また面積的に男子トイレの中に赤ちゃん用のシート等を設置するのは現状では難しいというふう考えております。

両図書館につきましては男女兼用という形になりますが、多目的のトイレが設置してございます

ので、そちらの利用をいただいて、赤ちゃんの例えおむつ交換とか、そういったところに利用していただければというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） それでは、順次再質問をしたいと思います。

まず、 の読書通帳に関してなんですけど、先ほどお答えご答弁いただいた中に、新システムを本年12月に導入する予定とお答えをいただきましたが、そのシステムがどういったシステムなのかをお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 現在、更新を予定して進めておりますシステムなんですけど、基本的には本の貸し出しという作業はもちろん組み込まれておりますけれども、新たなサービス向上ということで、登録をいただいた方には新着案内のメールをある意味受信できるというか、発信できるというようなシステムを入れようと思っております。

また、これまでもホームページ等へのアクセスとか読書に対しての問い合わせ等について、一般的には家庭でのパソコン等での接続はできているわけなんですけど、今後の利用を図るためにスマートフォンなどでもアクセスができると、タブレットなどでもアクセスができると、そういうような機能を入れていきたいと思っています。

そのほか、館内のサービスといたしましては、どこに資料があるかという、探すのに相当時間がかかるのも現実でございますので、今回のシステムの中にアニメーション的な形で、例えば必要な図書をインプットするところにありますよというような画面上で案内できるようなシステムも考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） かなり利用しやすいようなシステムになる、導入するという、なるというお話でした。

新着メール、新着の案内メールなんていうのも、先ほどほかの項目にはなってしまうんですけども、新刊案内を「みるメール」で配信してはどうかということではちょっと難しいという答弁をいただいていたんですが、そこちょっと重なってしまうんですけども、新着の案内メールを登録した方に送るということに関しては、やっぱり「みるメール」配信するのは違うものなのでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回、導入しようとしているシステムについては、例えば利用される方が作家で何のだれべえさんの新着が知りたいとか、そういったような事前に登録をすることで、そういった本が入った際にこのシステムを使ってこういう新刊がありますよという情報を提供する形になるんですが、「みるメール」の場合は先ほどお答えしたように毎月1,000冊からの本を導入しているわけなんで、そういったものを図書館側から一斉に通知をするようになってしまいますので、やはり事前に登録をして、こういった図書が読みたいというようなご希望の対応と、図書館側から多くのデータを一方的に送信するというものとの違いは出てくるかというふうに思っています。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解をいたしました。

続きまして、読書通帳についてなんですけど、自書タイプの読書通帳を導入している大田原市立の図書館をちょっと見てお話を伺ってきました。

読書通帳って初めて聞く方もいらっしゃるかと思いますので、こういうものだよということで参考までにお見せしたいんですが、こういった読書貯金通帳になっております。

このライオンは大田原の図書館のゆるキャラ、イメージキャラクターなんですけど、こうやってめくると1冊につき20冊読むとこの本はいっぱいになります。読み始めた月日と終わりと本のタイトルと一言と星を塗ろうということでおもしろかったのかおもしろくなかったのかまで記録できるようになっているんですが、こういったものや、またこれは子ども版になるんですけども、こちらは赤ちゃん用にできておまして、お母さんが赤ちゃんに読み聞かせをするのにこんな本読んであげたよということで印をつける、本のタイトルとかを書いてあげられるようになっております。サイズが小さいのは母子手帳サイズになっているということで、母子手帳を交付したときにこれも一緒につけてあげて差し上げているそうなんです。

この20冊を、この本が10冊たまるとこういったまた缶バッジをプレゼントするとか、さまざま取り組みをしているんですけども、このタイプは大田原図書館のタイプはこういった形でつくっておりますが、図書館によっては蛇腹式だったり、またはコピーをしてパソコンからダウンロードしたりとか、あとはコピーをしたものをお渡ししたりとか、そういったものでさまざまなんですけど、やはり記録として残すにはきちんと印刷をして紙もしっかりしたものにしたほうが利用者さんにとってはとても使用しやすいということでした。

また、こちらの赤ちゃんとママの記録の本のほうはお子さんが大きくなったときにこういった本を読んであげたよという記録になるので、こんな本を読んでいてもらってたんだというのが、自分では赤ちゃんなんて記憶がないので、そういった

記録として残ることができて、とても好評だということをお伺いしました。

そういった形で、またこの自書タイプにはなりますが、読書通帳、貯金通帳をやることによって、利用者もふえてきたということなんですね。子どもたちの本の貸し出し数がふえましたということでした。なので、やはり効果はあると思います。

魅力ある図書館でしたら、やはり図書のもちろんどういった図書が並べられているかということも大事なことはなってくるんですけども、那須塩原市からもたくさん大田原の図書館には利用者さんがいらっしゃいますよということでしたので、魅力ある図書館なら本当に利用者もアップすることにつながるのではないかと思います。

新しい図書館にまたそういった期待をしつつ、先ほど活用方法についてこういった貯金通帳に対しましても研究をしたいというご答弁をいただいておりますが、これは前向きな研究なのか、後ろ向きの研究なのかをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 読書通帳の導入ということで、ある意味簡易につくれる部分もございます。そういったことも考えておりますし、実は小山市のデータなんかもとっているんですけど、年々下がってきた読書者の数が、導入してからはわずかではありますが、ふえてきているというような実績もありますので、やはり読書をする機会、本に親しむ機会を少しでも広げていきたいという観点からいきますと、この読書通帳というものが一定の効果があるであろうというふうに教育委員会のほうでも考えておりますので、本格導入というものが経費なんかも含めてシステム、運用の仕方なんかも含めて十分検討しなければならないとは思

ますが、テスト的な形でもまずやっていければというふうには考えておりますので、ご質問の後ろ向きか前向きかということになれば、考え方としては前向きにいきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひ前向きな検討というお答えをいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すごくこれは読書、ただ記入するというだけのものではなくて、やはり心の貯金通帳になりますし、知識、知恵、また思いやりの心の貯金通帳だと思えば、1冊当たりの単価、相当お安いものだと思いますので、ぜひ本格的導入に向けてよろしくお願ひをいたします。

続きまして、「赤ちゃんタイム」についてなんですが、先ほどのご答弁の中に子連れの親子の意向を把握して実施したいということだったと思うんですが、子連れの親子さんの意向把握をどのようにするのか、どのような形で把握するのかお伺ひいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 現在、市の3図書館の中で、やはり子どもと一緒に親御さんが来て図書館を活用するという一つの例としてはお話会というのが年間127回ほど開かれております。また紙芝居会については57回ということで、人数的には合わせますと2,000人からの利用者があるという現実がございます。

そういった中で、やはり利用されている方々でやはり「赤ちゃんタイム」的なものが本当に必要とされているのかどうなのか、やはりそれはアンケートをとるという方法もありますし、直接来られたときにお話を伺うという方法もありますので、

その辺は今後どういう方法が一番いいか検討はしたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 先ほど、読み聞かせに参加をしてくださっているお母様たち、親子連れですね、2,000人ほど利用者がいるということでアンケート調査などを行ってというお話でしたので、ぜひ一人でも多くの親子連れのお母さんやお父さんたちのご意向などを酌み取っていただひてご検討いただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、1番の「みるメール」の配信なんですが、すみません、戻ってしまひますが、800冊から1,000冊の新着本の「みるメール」配信は確かに大変にはなつてはくるとは思ひますけれども、「みるメール」で配信ということをご提案させていただいたのは、やはり新規の図書館利用者をふやすのにはいかがでしょうかという意味でご提案をさせていただきました。

やはり先ほどの図書館の新システムの中では登録をした方が利用するような形で登録してあったものを新着に入った場合は着きましたよというメールが配信されますよということだったと思ひますが、そういった形だと多分図書館に利用している方のみが利用できるシステムになってしまひて、新規の図書館利用者をふやしましよといひ

た場合には、より多くの方の目にとまることも必要かなと思ひまして「みるメール」配信はいかがかなということで提案をさせていただいたわけなんです、例えば本に興味があってもなくても、まずは配信をする。

確かに800から1,000冊は大変ですので、新着本全部を送信する配信するというのは、これは困難な作業になってきますので、そのときどきのベストセラーですとか、話題になる本というのが必ずあると思います。そういったものをピックアップして、入荷しましたという形だけでもいいと思いますが、そういった形のご紹介なりは可能かどうかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 「みるメール」という媒体を考えた場合、先ほどもお答えしましたようにやはり相当数のボリューム、例えばその人気のある本というものに限定するというのですが、何が人気があるんだという部分も個人によってはそれぞれ違うだろうと思いますので、そういうシステムが今後導入された中で何らかの形で配信ができるというような機能がついていれば、その辺も検討をしていきたいとは思いますが、現時点で「みるメール」にそういった情報を載せて、市側から多くの市民の方に情報提供というのは、なかなかちょっと難しいかなというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

極力、やはり図書館を利用しない方にも情報が行き届くような形での何かの情報発信ができればと思いますので、図書館だよりもつくってはいいんじゃないかと思いますが、そういったものを回覧板で回したりとか、見る方も限られてくるとは思いますけ

れども、さまざまな部分でのアピールということは大切だと思いますので、いろんな形でのアピール、図書館利用のアピールをしていただければと思います。

続きまして、 番の西那須野図書館と黒磯図書館の件なんです、西那須野図書館の利用についてなんですが、きのうの山本議員の答弁の中にもありましたが、黒磯の図書館は閉館ということでお答えしておりましたが、西那須野図書館も閉鎖するということでした。

西那須野図書館は、例えば子ども図書館にするといったような形での利用方法があるか、またそういった可能性があれば、学生などもそこで勉強をしたりとか、そういった形での利用方法もあるのではないかと思うんですが、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 西那須野図書館の跡地と申しますが、活用方法として子ども図書館とか、子どもたち、学生が勉強するスペースとか、そういったお考えもあろうかとは思いますが、先ほどお答えしましたように公共施設のあり方というもの、今、検討している中で、果たして2つの同じような機能を持ったものを併設することが本当に財政的な面も含めて、利用の面も含めていいのかどうかというのは今後検討することになるかと思いますが、基本的に西那須野図書館は閉鎖の方向で考えておりますし、閉鎖するという方向で決定をしております。

その移転先として考えております現在の西那須野庁舎でございますが、2階、3階を活用することで、現在の図書館のスペースの正確な数字はわかりませんが、少なくとも相当数面積が確保できるということになりますので、例えば学生

が勉強するスペースを今の60席から仮に100席にふやすとか、そういったことも今後の配置の中では十分検討できますし、子ども図書館的な利用もスペースの配置の中では十分対応できる可能性もありますので、現時点ではやはり西那須野図書館についても閉鎖をし、西那須野庁舎の中で有効に活用できる図書機能を充実していきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひそういった形で充実した内容で利用できるような形でのご検討と、また市民にとって利用しやすい図書館を目指して整備ができればと思いますので、よろしくお願いたします。

次、 番です。

番の大活字本、デジター図書の拡充ということで推進をしていただいているところなのですが、電子書籍に関しましてのその利用方法、導入した際の利用方法などについてお願いたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） デジター図書については、一般的に今こういったCD化されて、こういったものを利用するというのが一般的な利用になっているかと思うんですが、今後、現在ある図書館もそうなんですが、こういったデジター機能を持った機器等を設置してありますので、そういった部分をご利用いただきながら、図書館なら図書館の中でご本人が読んでみたいというようなものを選んでいただいて、図書館の中で見ていただくと。

また、自宅に持ち帰って、そういったCD等ですから自宅のテレビでも見ることもできますので、ぜひそういった利用の促進が今後図られるようにPRはしていきたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひよろしくお願いたします。

デジター図書もすごく読み書きの困難な子どもにとってはとても有効な書籍になると思いますので、こちらのほうの拡大もよろしくお願したいと思います。

また、交通弱者で図書館に高齢者の方なんかもいらっしゃるかと思うんですけども、図書館に行きたくてもちょっと行けないなという方に関しまして、電子書籍がどういったものがあるのか、お願いたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 電子書籍につきましては、本市ではまだ導入をしていないわけなんですけど、今後、（仮称）駅前図書館の中にはそういった機能をやはり導入をして自宅からでもアクセスができて、それを購読するような機会が持てればというふうに考えておりますので、どのような運用にしていこうかというのは、今後新しい図書館の設計を組む中で十分検討をしていきたいとは思っておりますが、正直なかなか単価的には一般の紙媒体の本よりは高くなっているというのが現状でございますので、その導入に向けてどの程度の内容、どの程度のボリューム、そういったものも含め検討をし、自宅でも十分対応できるようなシステムについても検討していきたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひよろしくお願いたします。

次、 のファーストブックについてですが、赤ちゃんへの読み聞かせ事業を行っているというご答弁でしたが、10カ月健診のときにファーストブ

ック事業として、最初に本を差し上げるという事業も行っております。

これは、お母さんの読み聞かせのいいきっかけになるものですが、NPO法人ブックスタートを利用して事業を展開している市町村なんかもございます。栃木県内におきましては15市町で実施しておりますが、費用としましては1人当たり、対象者1人当たり600円から1,500円程度になっております。

本市ではまだ実施をしていませんが、赤ちゃんへの読み聞かせという部分ではファーストブックとはとても大切なものでして、ファーストタブレットとか、ファーストスマホにならないような形でぜひ本をプレゼントしてはいかがでしょうかという事業なんです、その辺の取り組みといいいますか、お考えがあるかどうかをお伺いいたします。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 確かにファーストブックというのは、ある意味貴重なものだというふうにも考えておりますので、現在、本市では導入をしておりませんが、今後、先進的な事例なんかも十分参考にしながら取り組む方法、手法も含め検討をしていきたいというふうを考えております。

議長（中村芳隆議員） 教育長。

教育長（大宮司敏夫） 言わせていただきたいと思うんですが、このファーストブックにこうつながる話として、実は子どもたちからお母さん、お父さんあるいは兄弟にこんな本を読んでもたらどうですかというような形で、図書館のほうでやっております、この本読んでみてコンテストというのがございます。

これもこのファーストブックに似たような機能で、いい本を紹介する、身近な人に紹介することによって読書の人口をふやすということで

はとても役に立つものかなというふうを考えております。

また、図書館ではないんですが、市の教育振興会と市教委で主催をいたしまして、図書館を使った調べる学習コンクールというのをやっております、これもまさに図書館の本をたくさん読みながら、そこから自分で課題を設定してまとめ上げるということで、これも大変な力作がたくさん毎年出てまいります。

そういったことも本に親しむ機会としてやっておりますので、こういったものをちょっとこの機会にご紹介をさせていただきたいという思っております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） これは本当に本の好きな子どもたちにとっても、また学校においてもすごくいい取り組みだと思っております。こういった事業がどんどん進むことを期待しております。

また、以前にスクールカウンセラーの先生とお話をさせていただいたときに、いじめという部分に関しましては想像力が欠落をしている子どもが多くなっているのではないかというお話を伺いました。

想像力というのは小学校に上がる前、未就学児のときにすごく発達をするということで、読み聞かせがとても有効だということもお伺いをしました。

そういった意味でも、やはり思いやりのある子を育てるということに関しましても、また親子のコミュニケーションツールとしてもとても有効ですので、ぜひ本を読むという習慣を、那須塩原市どこでも負けないぞという取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、男子トイレの赤ちゃん用シートについてなんですが、最近はイクメンも多くて、

赤ちゃんを連れて図書館に来るお父さんの姿なんかも見受けられます。

お父さん、赤ちゃんを連れてトイレに入ったときにシートというか椅子ですね、折りたたみ式の角のところにある折りたたみの椅子がないと赤ちゃんと一緒にトイレに入れなくて、多目的トイレを使ってくださいという、使用していただくようになっていますというご答弁もいただいておりますが、男子トイレの全部にベビー用の椅子を設置してくださいとは言いませんが、1カ所でも2カ所でも個室にあるととても助かるのではないかと思いますして質問をさせていただきました。

女子トイレも男子トイレも個室の大きさは変わらないと思うんですね。女子トイレには必ずといっていいほど赤ちゃん用の腰かけの椅子が折りたたみ式のがついていますので、男子トイレは狭くてつけられませんかというのはどうかと思うんですが、そのあたりも考慮していただければと思うんですが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 最初の答弁でお答えしたように、赤ちゃん用のシートというようなイメージで私どもは考えておまして、やはり赤ちゃんをこう横にすることになれば相当のスペースが必要になるということでお答えをしているわけですが、今、再質問にありましたように折りたたみ式の椅子的な形での対応が可能かどうか、そういったのも含めてその辺については今後検討させていただければというふうに思っています。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

新図書館には女子トイレと同じぐらいに男子ト

イレもやはり子育て協力という部分では充実した内容での設置をしていただければと思いますので、そういった形での検討としてお願ひしたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、2番、星宏子議員の市政一般質問は終了いたしました。

金子哲也 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） 18番、金子哲也、一般質問を行います。

まず、1番、リンツ市との姉妹都市提携を国際交流促進の起爆剤にということで、本定例会に議案の上程が予定されていますオーストリア共和国のリンツ市との姉妹都市提携の締結により、国際交流のさらなる促進が期待される所ですが、これからどのように取り組んでいこうと考えているかお伺いいたします。

リンツ市とはどのような関係を望み、そのためにはどのような取り組みが必要と考えているかお伺いいたします。

姉妹都市は文化の交流や親善を目的としたものですが、その関係は市と市を目的としたものか、もしくは小中学生同士を目的としたものか、または市民と市民を目的としたものかをお伺いいたします。

姉妹都市提携を締結したことにより、市民の交流をどのように促進していこうと考えているかお伺いいたします。

語学が堪能でない市民がリンツ市を訪れた際

に困ることのないよう、市民からの相談や案内などに対応できるコンシェルジュをリンツ市に配置すべきと考えますが、どのように考えるかお伺いいたします。

語学が堪能でないリンツ市民が本市を訪れた際に困ることのないよう、相談や案内などに対応できるコンシェルジュを本市にも配置すべきと考えるが、どのように考えるかをお伺いいたします。

リンツ市との姉妹都市提携の締結により、本市の国際交流協会の役割と位置づけはどのように変わっていくと考えるかお伺いいたします。

リンツ市との姉妹都市提携の締結により、国際交流の所管部署と職員数の充実が必要となると考えますが、どのように考えるかお伺いいたします。

お願いします。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 金子議員の質問に順次お答えいたします。

まず、リンツ市との姉妹都市提携を国際交流促進の起爆剤にという項についてお答えいたします。

初めに、この 番から 番のただいまの質問ですが一括して内容が関連ありますのでお答えさせていただきます。

今回の姉妹都市提携につきましては、青木家を通しての歴史的な縁があり、これまで10年間にわたり継続してまいりました中学生海外交流事業を通して育まれたきずなが議長や私を初め、本市からのリンツ市訪問により一層深まったものと思っておりますし、それがまた実を結んできたと思います。

私と議長が訪問する前に、金子議員が勝手にではなくて個人的にリンツのルーガー市長を訪問し

ていただいたこともどれだけ効果があったのかなど今思っておりますが、大変ありがたいことだったと感謝をしたいと思います。

また、姉妹都市交流、このグローバル化の進展の中で世界とのネットワークを構築する重要な施策として市や小中学校、市民といった区分にとらわれず実施していくことが必要であります。まずは中学生海外交流事業を継続充実させたいと考えております。

また、この都市産業交流促進事業につきましても、これはリンツ市側は、多分議長もお感じになったことと思いますが、世界に誇る工業、芸術、こういうもので中学生のみにかかわらず、こういうものを通してお互いに交流したらいいのではないかと、こういうことをルーガー市長が直接申しておりましたので、これはなかなか難しいのかなと実感をしたりもいたしました。やっぱりこう一挙に理想的な形に持っていくということはなかなか難しいのかなと思っておりますけれども、やっぱり500人に迫るような中学生の派遣を実施しているということは、これはもう机上の話ではなくて現実の話として大きな可能性を育てていると、こう理解しておりますので、この継続を図るとともに姉妹都市交流については大変大きな手応えと期待を私は感じております。

来年度もリンツ市を訪問を予定しておりますが、これは海外都市産業交流事業として計画をしておりますが、今後さまざまな分野での市民交流の可能性について模索をしていきたいと思っております。

また、 と の質問も関連がありますので、一括してお答えいたします。

ことしの4月からリンツ市在住者を国際交流現地支援員として委嘱をし、中学生海外派遣や海外都市産業交流促進事業などの交流を円滑に進めるための支援をお願いいたしました。

市民がリンツ市を訪れた際の相談や案内などについて、この個別に対応するコンシェルジュをリンツ市に配置するかという、これもやるという膨大な手間暇、また人件費を含めての問題も出てきますので、これらについては進行の過程の中で慎重に判断をさせていただきたいと思っております。

また、リンツ市民が本市を訪れた際に相談や案内などに個別に対応するコンシェルジュの本市への配置につきましても現在のところ予定はございません。

ただ先日、青木家ゆかりひ孫さんご夫妻あるいはいとこさん4名が本市を訪れまして、私と副市長あるいは教育長、正副議長、皆さんでお会いをしましたが、言葉はできませんけれども、アリスさんも脇に座っていて全く違和感なく対話をする、こういう状況もございましたので、1人いればもうその場合は、私も全く違和感のない普通のお客さんが来たような感じで2時間ちょっとの夕食会を開かせていただいたのを思い出しておりますので、余りこのぎちぎちの形を求めなくても、今って意外と大丈夫なのかなと、そういう感じも持っております。

のリンツ市との姉妹都市提携の締結により本市国際交流協会の役割と位置づけはどのように変わっていくかについてもお答えいたします。

市国際交流協会の活動目的については協会規約第2条に、国際交流を推進し、国際理解を深めるとともに地域住民と在住外国人の日常的な交流を行う中で相互理解を深め、もってまちづくりの推進に寄与することと謳われており、会員を中心にさまざまな事業に取り組んでおります。

この10月にはリンツ市との姉妹都市提携を踏まえ、国際交流情報交換会が開催され、海外都市産業交流促進事業や中学生海外交流事業の参加によ

るリンツ市についての報告などが極めて盛会に行われたと伺っております。

市国際交流協会につきましては姉妹都市提携を締結することにより、これまでの身近な国際交流の取り組みに加え、リンツ市との姉妹都市交流を進める中心的な団体としての役割を果たしていただけるものと期待をいたしております。

また、 国際交流所管部署と職員数の充実についてもお答えいたします。

国際交流の業務についてはその主管を秘書課都市交流係が担い、施策の実施につきましては各担当部署が行っており、今年度から新たに都市交流係を設置したところであり、今後、業務量に応じた職員数を配置していきたいと考えております。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） 再質問をいたします。

まず、 番ですけれども、まずリンツ市との協定書がこの議会で提出されているわけなんですけれども、それを見ますと、さまざまな分野における活発な協力に向けた努力を行うというふうに書いてあるんですね。その中で、経済、貿易、学術、技術、文化、教育、統合、スポーツ、保健福祉、それから都市計画の交流をその中でうたっているわけなんですけれども、そこに科学と芸術が書かれていないんですね。

科学というのは、学術の中もしくは技術、そういう中に入るのかもしれない。一般社会の中では比較的特殊なものとして扱われているわけですが、芸術は先ほども市長が答弁の中でおっしゃっていた芸術都市ということで、芸術はもう我々ふだんの生活の中でも大きな生活要素の一つになってしまして、協定書の中で芸術が入っていないのは非常に残念だなと思っているわけなんですけれども、オーストリアの国は音楽で非常に有名で世界屈指

の音楽国であるわけですが、そしてまた美術についてもパリのルーブル美術館やそれからイギリスの大英博物館と並ぶウィーン美術史美術館を持っている、ヨーロッパの中でも本当に抜きん出た国なんですね。

締結後に芸術の交流が期待されるわけですが、協定書に芸術の文字がないのは本当に残念なんですね、これはつけ加えることができないのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 今回の協定書の案につきましては、これまでリンツ市側で18に及ぶ姉妹都市、海外との行っているということで、それは行っている内容の協定書を中心にリンツ市との協議の中で決めてきたという経緯がございます。

そういうことで、現在においてはリンツ市においても、こういった内容の協定で、今度1月に議会のほうに諮られるというふうに聞いておりますので、芸術の文言として入っていないということではございますけれども、その前段でさまざまな分野における活発な協力に向けた努力を行うということで、私どもとしては全てのもがここに包含されているんだという認識でありますので、リンツ市においてはブルックナー国際音楽祭等も開催され、市長と議長が行っておりますので、そういったことを考えれば音楽というものも当然交流の対象になってくるでしょうし、全てのもが包含されているということでご理解をいただければというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） もう多分でき上がっているものだから、なかなかそれは変更できないということなんでしょうけれども、そういうしっかりとしたその認識を忘れないで、ぜひしてもらい

たいなど、こう思うわけです。

そして、またもう一つ、この協定書に子どもや学生の交流において両都市の市民は協力するというふうに書いてあって、大人の市民の交流については全然うたわれていないんですね。

これは、大人の市民の交流は、もうないのだからかとちょっと疑りたくなるような協定書になっているわけなんですね。

ちょっと話がそれますが、今、我が町が子どもの教育に大きく力をつぎ込んでいるわけですが、それは、子どもが立派な大人に成人してもらいたいからであって、子どものときだけ、または子どもさえよければということではないということ、もうこんなの当たり前のことでありますが、しかし、案外忘れがちなんです。子ども、子どもと言って、大人のことをつい忘れがち。やっぱり大人の社会が非常に大切なんです。

ですから、できれば大人の交流、市民同士の交流が非常に大切だということで、大人の交流をうたってもらえれば、非常にありがたいと思っておりますけれども、これもやっぱりもうでき上がっているものだからと思っておりますけれども、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 先ほど市長から答弁ありましたように、全ての市民が対象になった交流ということで、私どもは認識をしております。協定書に書かれた中でも、特にというところの記載の中で、子どもや学生における交流ということが出ていますけれども、子どもたち、今、中学生の海外都市交流というのが行われておりますけれども、リンツ市においては、リサ校から生徒がこちらにおいでいただいておりますので、

これまでの経緯からしますと、リサ校の交流は、リサ校単独で行っている事業だというふうにお聞きしております。

それは市が、やはり後ろ盾になるということで、これからの子どもたちの交流も確固としたものになるんじゃないかということで、非常に期待をしているところでございます。

また、学生ということで記載になっておりますけれども、非常にリンツ市のルーガー市長においては、学生との交流というのを非常に重点を置かれているような話も聞き及んでおります。そんなところで、学生という文言がここに入ってきているということで、私どもとしては、全て市民が対象の交流ということで理解をしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） ぜひそういう認識で、全ての人かと。そして、当然ながら市民が、大人の人も交えて交流を盛んにしていければということで、よろしくお願ひします。

それで、3番に入ります。

リンツ市との話を聞いてから、もう最初に聞いたときはちょっとびっくりして、飛び上がるほどうれしかったわけですが、今まで、もう約3年目ぐらいになるわけですが、この姉妹都市締結に向かって、どういうわけかまだちゃんとした調査視察がほとんど行われていないような気がするんです。前もってもっと視察調査をしてもよかったのではないかとこのふうには私には考えています。姉妹都市締結によって、お互いにとってどんなによいものが得られるか、相手のまちに何があって、何を求められるか、もっと知るべきだと思います。

先ほども星議員の質問の中で、図書館の質問がありました。リンツの10階建ての図書館は、もう

すばらしい図書館で、中身が非常に充実していて、もう誇らしげに案内してくれたわけですが、そういうものを事前に視察調査をして、今度は図書館ができるということで、参考になるものがたくさんあるんじゃないかというふうにも思いました。

話がそれましたけれども、これからでもできるだけ早い時点で先遣隊を派遣すべきと思われませんが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 視察先遣隊ということですが、既に市長、議長、自分、副市長、ことですね、海外産業都市交流という中では副市長と副議長さんも行っていらっしゃいます。そういった意味では、既にリンツ市の状況というのは、産業都市交流の中で確認をしてくれているところもございまして。また来年も同様に産業海外都市交流というのは行いますので、そんな中でリンツ市の状況というのも確認はされてくるだろうというふうに思います。

市民の交流という視点からの視察ということにつきましては、これから、先ほど市長の答弁にもありましたように、国際交流協会というのが今後このリンツ市との交流の中では大きな役割を期待しているところでもございまして、国際交流協会と、今後の中でどのような進め方がいいのかというの協議しながら、相談しながら進めていければというふうに考えているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） そうということで、ぜひ国際交流協会も含めて、いろいろな形で、できるだけ視察調査、そしてどういうものがあるか、そういうものをぜひ調べてもらいたいと思うわけですが。

この姉妹都市締結が我が那須塩原市の未来に、10年後、20年後にわたってどれくらい大きな遺産になっていくか、もう本当にはかり知れないと思っております。これこそチャレンジing那須塩原の金の卵だというふうに私は勝手に考えております。できるだけ早い時点でリンツ市にも調査に行ければというふうに思っております。

それで、今度は4番、5番に入りますけれども、先ほどリンツ市にもコンシェルジュを、できるだけそういうふうな形で向こうに委嘱するような形もとれるかもしれないというような答弁がありましたけれども、ぜひですね、そんなにお金をかけて立派なあれをつくる必要はないと思うんです。本当にしょっちゅう、常時那須塩原市から向こうへ訪問しているわけじゃないのですね。向こうの人にもお願いして、連絡をとれば相談、それから案内、そういうものを気軽にしてもらえというふうなことをぜひやってもらいたい。そういうコンシェルジュをつくってもらいたいなど。

この前もブタベストで、私そういうところで、日本人がアパートをやっている、そのアパートへ泊めていただいて、そして、簡単にお話できて、旅の案内、それから、ここへ行けばこうですよというお話を聞かせてもらって、それが非常に役立って。そんなのはもうほとんどお金がかからないで済むわけです。そんなこともいろいろ今後検討していただければと思います。

また、この那須塩原市のほうでも受け入れ体制というのを、そういうものをぜひつくってってもらいたいなというふうに思います。

国際交流に関しては、那須塩原市は今までとてもおおけていたと思われま。これからぜひ一気に、追いつけ、追い越せで、これを機会に市民の間で本当にレベルアップをしていくことをぜひ望んでいきたいと思。います。

次に、 のほうに移ります。

国際交流協会、これが今まで十分に活躍していたかという問題があるんですけども、外国人に対する相談とか対応、これがなかなか国際交流といっても、じゃ、国際交流というのはどこにあるのと、交流協会というのはどこにあるのということになるわけですけども。役所のどこの課がそれを管理し、把握しているかというのがなかなか一般の人にわかりづらいですね。今、それがね、その担当なり役が十分であるかどうかということをお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 組織の中での位置づけとしましては、国際交流担当は、先ほど市長が答弁しましたように、秘書課の都市交流係というところで行っております。都市交流係については、今年度から新たに設置した係でございます。この係の設置につきましては、当然ながらリンツ市との姉妹都市交流というものも視野に入れて、都市間の交流を進めていく中で、こういった係も必要だろうというような中から設置したわけございまして、あわせて国際交流に関する業務をそこで担保するというようにしたところでございます。

そういったことで、新たに今年度から設置した係でございますので、今後の中で、その業務のさらなる充実というものは図っていきなというふうには思っています。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） この我がまちにも、多くの外国人が来ている中で、相談に来た人たちにだけ対応すればよいのだろうかというふうな感じを抱きます。こちらからどこまで積極的に外国人に働きかけているのか、そして、ブラジル人とかインド人などがたくさん来ている中で、どうい

ふうに声かけをしているのか、その辺のところ、非常にちょっと本当にそれが満足するほどやっているのかなということを感じます。そして、外国人の受け入れ体制、対応については、そういう係がどういうことをしているか、外国人の名簿や登録、そういうものもしっかりと把握できているのかどうか、ちょっとお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 外国人の個人個人の情報につきましては、個人的な情報もございますので、なかなか収集はしづらいというところはあるかと思えます。

あと、市内の外国人に向けたガイドブックを作成して、日常生活に困らないような対応はとってきているというところがございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） その辺のところ、本当に今後、リンツの国際交流がふえるだけに、しっかりした体制をとってもらいたいなと思えます。

外国人との交流やイベントについては、国際交流協会もいろいろと計画し、動き始めていますが、ただ、完全にまだ軌道に乗っているとは言いがたいところがあります。この12月19日には、国際交流クリスマス会が開かれますが、みんな交流協会が頑張っていて、そのイベントを手探りながら実行しているところですけども。また、外国語講座とか英会話教室、フランス語講座、そして日本語講座、たくさんあるんですね。それらが国際交流協会を受けているわけですけども、事業の現状を市当局が本当に把握しているのかどうか、これも非常に問題があります。これは本当にね、市当局も一緒になって取り組む必要が、これはあります。方向性、計画性、これが何となく、どうぞ勝手に

やったださいというふうな感じにも見えるわけです。

時間が来ているので、早目に質問を打ち切りながらやります。

各種翻訳については、現在は国際交流員が対応していると思いますが、これからは多くの国の人たちへの対応が必要かなと思われそうですが、通訳の仕事もふえていくと思います。もはや国際交流についてはほうっておけないところまで来ているように思われます。外国人対応に関しては、本当に野放しの状態に近いというふうにも思われます。もっと本当に体制づくり、これひとつ来年度からしっかりお願いします。

さらにこれからリンツ市との交流事業が始まり、これは那須塩原市が初めて世界に羽ばたく大きな事業であるということで、それ以外にも上海事務所やフランス商工観光の視察とか、それからアメリカ都市との友好とか、さらにまた新しい友好関係もできると思われますので、世界を見据えた事業や活動をぜひしっかりとお願いします。

まさにチャレンジing那須塩原です。海外との計画、方針、啓発、推進など、どんどん検討しなければならぬ問題が山積していると思われまます。リンツ市への派遣はすぐ始まります。職員の研修、視察をどう推進していくか、それを市側がどういうふうにかバーしていくか、そういう問題たくさんあります。

あと5分ぐらい、いいですか。

議長（中村芳隆議員） それで終わりますか。

18番（金子哲也議員） はい、5分ぐらいで、もう5分かからないで終わらせます。

長岡市の例を見ますと、先日もあれしたんですけども、国際交流課があって、正規職員が課長1名、それから課長補佐2名、係長級が2名、臨時職員が2名と、7名いるんですね。そして、国

際交流センターがあって、センター長1名、課長補佐級が1名、係長級1名、正規職員2名、嘱託職員5名、臨時職員1名と、11名構成で、その中の兼職も2名ほどいるんですけれども、十五、六人でやっているという、すごいですよね。こういうのをぜひ、一応参考にね、長岡とは限らないけれども、ほかのあれもちょっと参考にぜひしてもらいたいと思います。

私は、個人的にはこれからまず、那須塩原市民1,000人をリンツに送り込みたいという私の思いがあるんですけれども、1,000人というのはどうでもいいんですが、そういう人たちが、市民がリンツを見て来て、その文化や人間生活を見て来て、それによって那須塩原市がどれだけレベルアップするか、これはもう本当に期待できるんですね。教養、それから倫理、マナー、そういうものがどれだけ学べるか。私は去年とことし、市長の言うように勝手にリンツへ行ってきたわけなんですけれども。本当にそれは、本当に視察調査をしてきました。そして、リンツ市がどんなにすばらしいまちかと、それを確信してきました。そして、リンツからもたくさんの人に来てもらって、那須塩原市もたくさんいいものがあるので、それを見てもらって、そしてリンツ市に持ち帰ってもらいたいと、そういうことをぜひ盛んにやりたいと思います。これがまさにチャレンジing那須塩原だと思います。

あと、まだあるんですけれども、これでとりあえず1問目、終わりにします。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） 続けて、2番の質問に入ります。

学校教育における文化・芸術・スポーツ等について。

近年、那須塩原市の小学校、中学校では、さまざまなコンクールや競技大会等が開催され、枚挙にいとまのない華々しい成果が上がっています。これらの成果は、ローマは一日にして成らずということわざが意味するように、一朝一夕に簡単になし得るものではないと考えております。教職員の授業や課外活動における指導が結実した結果と受けとめていますが、どのような指導をしているか内容をお伺いします。

また、この成果をさらに向上させるために、どのような取り組みが必要かお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） それでは、2の学校教育における文化・芸術・スポーツ等についてのご質問にお答えさせていただきます。

本市の今年度の小中学生の文化及びスポーツ活動における成績は、県上位入賞以上のものだけでも相当数が上げられます。合唱、吹奏楽などの音楽分野を初め、ポスターや絵画、木工、工作、書写、書道、作文、短歌、俳句など、幅広い分野の作品展で活躍をしております。

指導の内容につきましては、文化的活動におきましては、関係する教科での指導や文化部の活動を通して、文化や芸術への興味、関心を喚起する

とともに、美しいものや全てのものに触れ、豊かな感性や情操を養うことを指導しているということでもあります。

また、スポーツ活動においては、教職員や指導者が所属する部活動での活動を通して、専門的な知識や技術を習得するとともに、児童生徒の能力、適性、興味、関心等に応じて、健康、安全に留意し、適切な活動が行われるよう配慮しながら指導しているというふうなことでございます。

さらに、向上させる取り組みにつきましては、教職員の指導力の向上を目指し、部活動指導者研修会の実施、専門家からの専門的な知識や指導法の習得、地域や学校の実態に応じた外部指導者等の活用、社会教育関係団体等との連携などが必要だと、このように考えております。

一方で、過度の活動にならないよう、児童生徒、保護者、教職員に負担がかからないようなバランスのとれた運営、あるいは指導も必要になると、このように考えております。

教育委員会といたしましても、本市の小中学生が文化、芸術、スポーツの各方面で今後もさらに活躍できるように支援の充実を図っていききたいと、このように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） 午前中の1問目の質問で、ちょっと早く終わって、まだちょっと時間もありますので、那須塩原市の小中学校のここの成果の一部をちょっと見てみたいと思います。

ピアノの部門では、第10回ジュニアピアノコンクール小学校5・6年の部で黒磯小が最優秀賞をとりました。それから、第38回栃木県学生音楽コンクールピアノ部門で、埼玉小が銀賞と銅賞をとっています。それから、ピティナのピアノコンペティションで東日本栃木地区本選では、大原間小

学校が優秀賞に、それから入選と入っております。それからまた、ピティナのコンクールで、東日本地区でも入選、それから全国大会でも槻沢小学校、入選しています。それから、グレンツェンピアノコンクール栃木予選でも大原間小学校が銅賞をとっています。

それから、吹奏楽になると、またすごくて、栃木県小学校バンドフェスティバルで南小が金賞、それから東関東選抜吹奏楽大会で南小が金賞、また、東関東小学校バンドフェスティバル、ここでまた南小が銀賞をとっています。それから、栃木県吹奏楽コンクール、これ大山小、それから東関東吹奏楽コンクールに行くと、大山小が今度は金賞。日本管楽合奏コンテスト予備審査会でも大山小が最優秀賞をとっています。日本管楽合奏コンテスト全国大会でも大山小が優秀賞をとっていますね、すごいですね。

それから、栃木県吹奏楽コンクールで西中が、そして三島中が、両方金賞をとっています。栃木県吹奏楽コンクール代表選考会でも西中が優秀賞、東関東吹奏楽コンクールでも西中、銀賞。さらに、栃木県学校音楽祭中央祭の合奏の部で西中が金賞と、もう本当にすごいですね、次から次に。

そして、合唱の部は、またそれに上乗せするほどすごいですね。2015年歌のコンクール北関東大会で大原間小学校が銀賞、栃木県学校音楽祭中央祭で槻沢小学校、秀逸、南小学校、優秀賞、西小学校が優秀賞、それから中学の部で高林中学、西中、厚崎中、黒磯中、金賞、それから銀賞をとっています。TBSこども音楽コンクール、これが南小が優秀賞、栃木県合唱コンクールでは黒磯北中が銀賞、混声の部で日新中学が銀賞、混声の部で三島中学が金賞、混声じゃない間違えました、同性の合唱の部です。それから、西中が銀賞、関東合唱コンクールへ行って、日新中が銅賞、西中

が銀賞、三中が金賞と支部長賞をとっています。それから、全日本合唱コンクール全国大会でも、三島中学が金賞、そして埼玉教育長賞、そしてこれは全国第3位です。

それから、NHK合唱コンクール栃木県大会、三島中が金賞、知事賞、両方とっています。それから、西中が銅賞、NHK関東甲信越大会で三島中が銅賞と。これはもうすごいですね。もう総取りみたいにとっています。

そのほかに、音楽にかかわらず、絵画コンクールで高林小学校、大山小学校、ポスターコンクールでは西小、日新中学、書道コンクールでは大山小、豊浦小、大貫小、埼玉小、東小、西小、それから高林中学、三島中学。木工コンクールでも高林中学、大原間小学校、埼玉小学校、三島小学校、感想文コンクールでも西中、豊浦小、埼玉小、青木小、東小、西小、大山小、それから横林小、読書感想文コンクール、豊浦小、大貫小、三島中、全国俳句大会でも槻沢小学校が、それから学校演劇祭でも関谷小学校が、中学生の主張コンクールでは、黒磯中学、厚崎中学、日新中学がとっています。

それから、英語スピーチコンテスト、厚崎中学校、最優秀賞、西中が、やはり最優秀賞、それから、将棋戦でも三島中学校が準優勝しています。

それで、すごいですね。そのほかにも、スポーツがですね、これ数え切れないんです。これやっていたら時間過ぎてしまうので。

水泳競技大会、ゴルフ選手権、ソフトテニス選手権、柔道大会、体操競技大会、相撲大会、陸上競技大会、レスリング大会、ダンスフェスティバル、登山大会、空手大会、野球選手権、弓道選手権、こういうふうにもうたくさんの競技で賞をとっています。小中学校生で121人、高校生では120人の入賞があるそうです。いや、もうすごいです

ね。

これらの文武にわたる入賞や優秀な成績は、単に入賞者だけのことでなくて、学校全体、また、那須塩原市全体の学校教育の、これは盛り上がりの結果であろうと、本当に喜びでいっぱいになります。

これをいかに持続するか、さらに伸ばしていくか、とても大変なことでもありますが、やりがいのあることだと思われます。

そこで、市は、また、教育委員会は、これらのコンクールとか競技大会の練習や大会出場に対して、どのような支援ができるのか、どのような支援をまたしているのか、支援体制はあるのか、ある意味、学校が勝手にと言っておかしいけれども、学校自体がやっているのか、それとも支援をしているのか。そして、先生以外の指導者、トレーナー、そういう人たちに対してもどういう支援ができるのか、またしているのか。その辺のところをちょっとお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 学校教育活動に関しては、さまざまな支援、それから経済的な部分も含めて行っておりますが、特に学校教育活動につきましては、スポーツ等振興補助金という形で、丸々100%賄えるかどうかというのはちょっとまた別ですけれども、規定に決められた中で、十分とはいきませんが、支援をさせていただいているというのが現状でございます。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） よく高校野球なんかだと、ニュースや何かで立派な監督を獲得するというようなニュースが入ってきますけれども、多分あのような立派な監督を連れてくるのには、相当補助というか、お金のほうも要るのかななんてち

よっと思っているんですけれども、そういうことに対してもボランティア以外に報酬等が、多い、少ないはあるでしょうけれども、そういうことは実際にあるのかどうか。ぜひそれはある程度はそういうものを、私は支援するべきと思っているんですが、そういうものがあるかどうかちょっとお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 一番最初にお話しさせていただくのは、このように華々しくすばらしい活躍をしているのは、もちろん指導者の力もありますが、何よりも私は子どもたち本人であろうというふうに考えております。そういう子どもたちが持っているものをどう引き出せるか、伸ばせるかという部分、その部分が一番大事なことではないかなと思っております。特に本市におきましては、大変数の多い子どもたちがおりますので、それぞれ一人一人さまざまな能力を持っています。それがいろんな分野に見事に今、出現しているんだろうと、こう思っております。

なお、指導者につきましては、研修会とかそういう形での補助はできますが、指導者そのものに対する何がしかの手当というのは残念ながら用意してございません。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） そうですね、そのように私も感じました。というのは、ある知り合いの人が、それは音楽関係なんですけれども、物すごくあちこちで忙しく指導している人がいたんですが、ちょっとその人に聞いたら、もうそんなに忙しくやっていながら、それこそ交通費も何も一銭ももらったことありませんなんていうようなことを聞いたもんですから、なるほどなと思ってびっくりしたんですけれども。

そういうことに報酬を出せとか、そういうことではないんですが、やはりある意味、例えば交通費がある程度かかれば、そういうものを少しでも補助をするというか、そういうことも考える必要があるのかなど。これはちょっと私は個人的にそういうふうに思った、感じただけでね、その辺のところを聞きたいと思って、こういうことを聞いたわけなんですけれども。

それは、ぜひこれからもいろいろな面で、金銭問題だけじゃなくて、いろいろな面で伸ばしもし、そして支援していってもらいたいと思うわけです。

音楽で言えば、那須野が原ハーモニーホールでは、那須野が原ハーモニーホール管弦楽団というのが今ありますね。これは、大体大人中心で、若い学生もちょっとはいますけれども、すばらしい管弦楽団ができています。それから、那須野が原ハーモニーホール合唱団、合唱団も今90人ほどの盛況で、すばらしい、しかも相当難しい音楽までこなしてやっている状況で、この那須野が原にすばらしい歌声を聞かせております。

余談ですが、今、ヘンデルの「メサイア」、これは非常に難しい曲なんですけれども、これは管弦楽団と一緒に合わせて合唱するという大きな大曲で、2時間は歌い続けるような、そういうのをやっていますね。

それから、那須野が原青少年合唱団、これはもう相当何十年も、恐らく30年ぐらい伝統があると思います。それもすばらしい歌声を聞かせてられています。本当に高いレベルでアマチュアの楽団が育っています。

そこに、今年度からだと思っておりますけれども、那須野が原ジュニアオーケストラが編成されました。これも団員が大勢集まってきて、これは、やはり今までのその先ほどの吹奏楽団、吹奏楽、中

学生のね、そういう小中学生の練習をした成果がまたここで生かされてくるのかなと思います。いろいろな部門で、一人一人が文化や教養を高めていっているということが言えるんじゃないかと思えます。

この学校教育でそういうものを受けたこれらの成果が、大人になってからも血となり、肉となっていくような、そういう豊かな人間性を育てていって、社会の中でぜひ生かしてもらいたい。子どもたちがただその練習をしているというだけじゃなくて、将来、大人になってもそれを生かしていく。それが社会のレベルが上がっていくことにつながっていくと思うんですね。那須塩原市をさらに住みたいまちに築き上げていくのにつながっていくのかなと。本当にチャレンジing那須塩原、頑張りましょうと言いたいところで、私の質問は終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で、18番、金子哲也議員の市政一般質問は終了いたしました。

吉 成 伸 一 議 員

議長（中村芳隆議員） 次に、17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 17番、公明クラブ、吉成伸一です。市政一般質問を行います。

1、地方創生への農業施策について。

地方創生の流れが加速する中、多くの自治体でまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されています。本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策7つのK、雇用、結婚、子育て、教育、暮らし、交流、広報の中で、新規就農者、創業者への支援がうたわれています。

さて、10月5日にアトランタで開催されたTPP

P、環太平洋経済連携協定閣僚協議において、大筋合意に至りました。農林水産省は、聖域とされてきた重要5品目の情報を詳細に公表しました。生産者からは非難の声も上がっていますが、評価は二分されています。

本市農業が地方創生を力強く進めるための足腰強化と活性化について伺います。

TPP（環太平洋経済連携協定）による本市農業への影響と国への要望を行う考えはあるか伺います。

本市の農業に占める耕作放棄地と遊休農地の推移及び対策について伺います。

認定農業者、農業生産法人等の推移と推進策について伺います。

農業の可能性を広げる6次産業化の取り組みについて伺います。

本市のシルバーファーマー制度の若者版を導入し、新規就農支援を行ってはどうか、伺います。議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員の対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 吉成議員の質問に順次お答えいたします。

まず、地方創生への農業施策についてお答えします。

のTPPによる本市農業への影響と国への要望についてですが、国は、去る10月5日にTPP交渉の大筋合意を受けて内容を公表したところですが、現状では、公表内容に対する具体的な影響緩和策が示されていないことから、本市の主たる農産物である牛生乳や米への影響を把握することが難しい状況にあります。また、国への要望については、国が示すTPPによる影響緩和対策を精査した上で、対策が十分でない場合や新たな対策が必要な場合には、国への要望を検討

していきたいと思っています。

次に、本市の農地に占める耕作放棄地と遊休農地の推移及び対策ですが、推移といたしましては、平成24年度末で30.4ha、平成26年度末には27.5haと、2カ年で2.9haが減少しております。

なお、市内の全農地1万608.1haに占める平成26年度末の遊休農地の率は0.26%となっております。

また、対策といたしましては、農地法に基づく農地の利用状況調査と遊休農地の所有者に対する利用意向調査を毎年実施しており、今後の農地利用の意向調査や農地利用に関する指導、アドバイスを行ってまいります。

次に、の認定農業者、農業生産法人等の推移と推進策についてもお答えいたします。

まず、認定農業者の推移と推進策についてですが、平成24年度末で593人であったのが平成26年度末には601人と、2カ年で8人の増となっております。

推進策としては、市及び農業公社が連携し、経営指導、認定に向けてのきめ細やかな支援を行うとともに、農業委員会だより等により、認定農業者制度の周知を行っております。

また、農業生産法人等の推移と推進策についてですが、平成24年度末で24法人であったものが平成26年度末には27法人と、2カ年で3法人の増となっております。

推進策としては、市と県が連携して、法人設立によるメリットや設立希望者が抱える課題、事情などについて助言、指導を行っております。

次に、農業の可能性を広げる6次産業化の取り組みについてもお答えいたします。

6次産業化支援の実例といたしましては、収量が少ないため、農協への出荷が難しいナツオトメの生産、販売体制の支援として、東日本旅客鉄道

株式会社の大宮支社とタイアップし、ナツオトメを使用したスイーツをJR大宮駅構内の飲食店で試験販売したところでございます。

また、牛乳の取り組みとしては、チーズ、バターなどの乳製品の研究、開発に取り組みたいと考えております。国・県の補助制度など、必要な情報の提供やアドバイスもあわせて、現在行っております。

最後に ですが、本市のシルバーファーマー制度の若者版を導入し、新規就農者支援を行ってはどうかについてもお答えいたします。

本市のシルバーファーマー制度は、退職後の人材の有効活用や生きがいづくりを目的として事業を展開しておりますが、若者の新規就農対策として、農業体験を気軽にでき、興味を持ってもらう場を市が設けていくことが重要とも考えておりますので、今後、シルバーファーマー制度の充実、見直しも含めて、若者が就農に向け農業を体験できる制度を検討していきたいと考えております。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） それでは、再質問をしたいと思います。

初めに、T P Pの関係ですが、11月17日の下野新聞によるT P Pに関する各市町へのアンケート調査があったわけですけれども、その中で那須塩原市の回答としては、T P Pの合意内容の賛否は、どちらとも言えないと。先ほど市長の答弁にあった回答となっております。

T P P大筋合意の中でも、特に重要5品目に関しては、いわゆる聖域というやつですけれども、米、小麦、大麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源、これらの情報については、現在かなり出ていると思うんです。米に関して言えば、アメリカ、それからオーストラリアに特別枠を設けておりますし、

牛肉の関税については、現在38.5%ですが、最終的には9%まで下げますよ。また、乳製品は、バターは輸入量をふやしますと。チーズについては、一部のチーズは、最終的には関税が完全な撤廃をいたしますと。

このようなもっと多くの情報もちろんあるわけですが、そういった中で、与党である自民党、そして公明党は、このTPPの特に重要5品目に対する対策案をこのたび打ち出しをしております。米で言えば、輸入相当量については備蓄米としますよ。その分、買いつけしますというような形で対策を出したわけですが、この与党案に対する評価はどのような評価をされているか、まずお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 自民党、公明党の対策案に対する評価ということでございますが、自民党と公明党の提言といったものをほぼ踏襲する形で、総合的なTPP関連政策大綱といったものが11月25日に公表されたというところでございます。

先ほど議員からお話がありましたところと若干重複して恐縮でございますが、TPPに関する品目というところは、多種多様にわたっているということでございまして、本市の農業への影響が大きいところということで、米や牛肉、豚肉、そして乳製品への対策というところを見えますと、まず米については、国別枠の輸入量の増加が国産米の需要価格といったものに与える影響を遮断するといった考え方のもとに、アメリカ、オーストラリアに設けました国別枠の輸入量に相当する分を政府が備蓄米として値崩れを防止するといったところが示されました。

また、牛肉、豚肉につきましては、生産者の所

得補填事業というものを、今まで予算で担保していたものを法制化しますよということで、より事業の確実性というんですか、そういうものを高めました。さらに、補填割合を8割から9割に高めたということも示しております。

加えまして、乳製品については、加工原料乳の入荷下落というものへの対応ということで、今までチーズ、バター等だったんですが、生クリーム用の加工乳についても、生産者給付金制度の対象に加えて、なおかつ単価を統一するということが、経営の安定化を示すといったような案が示されたということでございます。

これは、案が示されたということに関しては、守りの部分ということで、やはり農業の皆さんも一定の安心を感じたところかなというふうには感じておりますが、しかしながら、現時点で評価というよりも、それらの事業の実施時期、対象者、事業規模などなど、現時点ではまだ具体的なところが見え切っていないというところがございます。

今後、補正予算がある、あるいは新年度予算がある、来年の秋ごろを目途とした中で、中長期的な攻めの対策というようなところで、骨太の方針も示されるということでございますので、こんなような状況の中で、市といたしましては、引き続きこれらの情報を注視していくとともに、農業関係団体、あるいは県の皆さんとの意見交換等によって、共通認識をしっかりと図ってまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） このTPPに関しては、最初に言いましたけれども、やはり賛否が分かれるところだと思うんです。積極的な考えを持っている方は、当然、関税が削減されたり、それから廃止されることによって、国内産業は外国への輸

出展開が当然進むわけですから。それらにとっては、日本経済全体の活性化が進む。また、よく言われる、この地方創生にもつながると期待をしている方もたくさんいらっしゃいます。

今回、他の加盟国と比べると、日本が圧倒的にこの関税の撤廃率は低いですよ。約70%ぐらいになっていたと思います。とはいっても、安い外国産のものが入ってきますから、価格競争にさらされることは、これは間違いないわけです。ですから、より足腰の強い農業がこれから先、今まで以上に求められるのだと思います。

今後も市としては、このT P P対応策の精査をしっかりと、もし国に要望が必要と思えば、そこを見きわめてしっかりとした要望も出していただければと思います。

この項は以上で終わります。

続きまして、の耕作放棄地、それから遊休農地についての再質問に移ります。

先ほど市長から答弁をいただいた部分は、全体的な遊休農地としての数値が示されたんだと思うんです。耕作放棄地は、ここ1年以上、耕作がされていない、作付がされていない土地を言うわけですが、実際には、本市における耕作放棄地の面積というのはどの程度あるのか。もし実態調査があればお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長補佐。

農業委員会事務局長補佐（関谷浩行） ただいまの耕作放棄地の那須塩原市の面積ということで、ご質問にお答えしたいと思います。

耕作放棄地と遊休農地ということでございますが、当農業委員会の中では、遊休農地というものは農地法で定められた法律用語ということでございまして、意味合いといたしましては、現に耕作の目的に供されておらずかつ引き続き耕作の目的

に供されないと見込まれる農地ということで、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地を遊休農地と定義しております。

耕作放棄地につきましては、これは農林業センサスの中で定義されている用語でございますので、意味合いといたしましては、以前耕作していた土地で過去1年以上作物を作付せず、この数年の間に再び作付する考えのない土地ということでございますので、農業委員会の中では、遊休農地イコール耕作放棄地という考え方で、状況調査と意向調査などを実施しているものでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 初めて聞く人には全くわからない比較だと思うんですけども、私は以前、農業委員もやった経験がありますから、わかりますけれども。

そういった中で、要は耕作放棄地にしても、それから遊休農地しても、そういったものをふやさない努力をどうしていくかというのが一番の問題になってくるわけですね。

そこでお聞きをしたいんですが、これは他地域の取り組みとしては、やはり農業委員さんだけではなかなか難しいということで、農業委員さんに協力をさせていただき、そういった制度を設けている地域があります。また、農業委員の経験を持ったO Bの方、そういった方にも協力員として参加をさせていただいて、農地のパトロールなんかを小まめにやって、耕作放棄地、そして遊休農地をふやさない施策に取り組んでいる地域があるわけです。

これらについての本市の考え方をお聞かせ願いたいとともに、農業委員会法が改正になって、来年4月に施行になるわけです。その中で、今回新

たな制度がそこには1つ組み込まれています。農地利用最適化推進委員、これ新設になるわけですが、これらは先ほど言った協力員に似たようなシステムかなと思うんですが、その役割と身分についてもあわせてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長補佐。

農業委員会事務局長補佐（関谷浩行） ただいまの農業委員会の中で、農地の利用状況調査等の協力員などの考え方ということで、まずございますが、今現在では、そういった協力員制度というのは配置されておられません。

今後特に今のところは、その配置については検討していないところでございますが、先ほど言われました農地利用最適化推進委員、これが今回法律の改正によりまして、配置をすることになったものでございますが、まずその内容につきまして説明申し上げます。

まず平成27年9月に、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員とは別に農地の利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員というものが新たに配置されることになりました。

その業務内容といたしましては、まず担い手への農地利用の集積、集約化、また遊休農地の発生防止、解消などの地域における現場活動が主な業務内容となっております。

その配置の人数等でございますが、まず配置の人数、定数につきましては、平成27年10月に、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令というものが公布されまして、そこで示されたものが管内農地の100ha当たり1人置くことができるというようなものになっております。当然、本市の農地面積は約1万608haございますので、定数の上限といたしまして、100haで計算い

たしますと、106名が上限ということになるものでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 身分については、非常勤特別職という理解でよろしいんですか。わかりました。

そういった新たな制度になって、これまで以上に、先ほど説明があったとおり、農地の監視、そういったものもしっかり進むのかなと思います。また、任命については、これは市長が今度は、首長がですね、その任を得ると。それに対して農業委員の任命を市長がして、それに対して議会にそれがかかると、同意を求めるといような制度に変わっていくわけですので、その制度が本当に農地の活性化、そして、先ほど来触れています耕作放棄地、そして遊休農地をふやさない流れにぜひなることを期待したいなと、そのように思います。

では、次の認定農業者、そして生産法人等の推移のほうに移りたいと思います。

先ほど市長から、それぞれ認定農業者の推移についてご報告をいただきました。本市のこの認定農業者の割合というのは、全国と比較した場合に、多いのか少ないのか。それから、農業生産法人に関しては、平成26年が27法人あるということなんですが、じゃ、どういった事業内容なのか。その2点をお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 本市の認定農業者の比率、それが国レベルに比べてどのような状況かというようなお尋ねがまず第1点だと思います。

そちらにつきましては、まず本市の認定農業者の割合でございますが、全農家戸数が2,620名、これに対しまして、認定農業者は601名となって

おります。比率にいたしまして22.9%ということ
でございます。これに対しまして、細かい数字は
ご容赦いただきたいと思いますが、国全体の認定
農業者の比率に関しては14.6%、さらに参考まで
に、県を言わせていただきますと、15.3%という
ことございまして、国・県の数字から比べると、
当然のことながら高い数字になっているというこ
とでございます。

あと、もう一点、農業生産法人の中で、本市と
してはどのようなものがあるのかというお尋ねで
ございますが、先ほど市長からご答弁がありまし
たが、27法人中、約半数が畜産関連の農業生産法
人ということになっております。最大規模の法人
では、乳用牛、肉用牛合わせまして4,800頭近い
飼育をしていらっしゃるという法人もございませ
ぬ。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 本市の認定農業者数と
いうのは、全国、そして県の平均から比べても、
かなりの高い数値を誇っているということがよく
わかりました。

これは提案なんです、来年4月に農業委員会
法の改正があるわけですけれども、その際には、
農業委員の過半を原則として、認定農業者が農業
委員になるというような規定があるわけです。そ
れらを考えると、多分ですね、現在農業委員会と、
それから認定農業者の協議会的なものはないと思
うんです。ただ、そういう改正を見込めば、やは
り農業委員会と、それから認定農業者の協議会と
いうのは、今後絶対に必要だと思うんです。それ
らについての考え方をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長補佐。

農業委員会事務局長補佐（関谷浩行） ただいま
のご質問、認定農業者と農業委員会との協議会な

どの設置ということでご質問だったかと思いま
す。

今のところ、認定農業者と農業委員会としての
協議会の設置はございませんが、今後、そうい
った形で農業委員の中に認定農業者が過半を占め
なければならないというふうな法律も変わったと
ころでございますので、その設置について検討し
て、当然、農務畜産課、農業公社とも協議しなが
ら検討していきたいと考えております。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） ぜひ十分な検討を進め
ていただきたいなと思えます。

では、次に、6次産業化の取り組みについてお
伺いしたいと思います。

先ほど答弁いただいた中に、ナツオトメが出て
きました。ナツオトメは、旧黒磯時代から作付を
ふやましようということで進めてきたと思うん
ですが、現状なかなか進んでいないのかなと、そ
んな気がするんです。

そこで、農家戸数と作付面積をまず聞かせてい
ただきたいのと、それから、どうして広がらない
のか、その主な理由をお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

初めに、本市におけるナツオトメの作付状況と
いうことで、どれだけの農家戸数かということ
でございますが、生産農家につきましては10戸、
作付面積につきましては46.4aということにな
っております。

次に、なぜなかなか栽培が推進されないのかと
いうことでございますが、こちらについては何個
かあるんだと思うんですけれども、やはりナツ
オトメの場合に限ったことではないんですが、ナ
ツオトメについてはハウス栽培になるということ
でございますので、そういうことからしますと、や

っぱり設備投資が半端じゃないというのが1点あるのかなと思います。

ハウス栽培にしないでならないというようなところは、むしろ温度管理というよりも雨よけと。デリケートな種なもんですから、ウイルス等に弱いというようなところから、そんなところでハウス栽培になっているというふうでございます。

あともう一つは、やっぱりナツオトメととちおとめについては、やはりなかなか両立が難しいと言われていています。それは作業的なところで、ナツオトメが収穫する時期にとちおとめについては植えつけなくてはならないということで、作業が重なるというところから、なかなか両方両立できないというようなところで、古くからの主要品種であるとちおとめのほうに生産者の動向はいつているというようなところがあるのかなというふうに思います。

そんなところから、なかなか推進されていないようなところがございますが、市といたしましては、ナツオトメの要はさらなる拡大といえますが、栽培拡大というものを目指しまして、独自の補助金というものを設置しております。こちらにつきましては、もう既にご案内だと思いますが、パイプハウスの設置補助ということで2分の1、上限を30万円ということで、そういうものも用意しておりますので、今後栽培拡大に向けて、さらに我々としては努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 今、説明を受けて、改めて、以前にもそういったことでちょっと調べた経緯があるんで、やはりそういったところがネックなのかなということは感じました。

今回、ナツオトメを使ったスイーツ、実際に大

宮駅構内で試食販売をしたということなんです、これらについてはどういった、ケーキなんだろうけれども、それと、好評だったのかどうかを確認させてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） こちらにつきましては、市長から答弁があったとおり、JR東日本大宮支社とのタイアップというようなところで、私どもの市から、ナツオトメという材料を提供させていただいて、それをJR傘下の加工工場で加工して、それを大宮構内で売ったというような内容で、物といたしましては、デニッシュ、パイみたいな感じですかね。そういうものとヨーグルトパフェ、あとはソーダゼリーという形の商品に加工して販売したということでございます。

中でもデニッシュとソーダゼリーについては大変好評だったということで、大宮支社のほうも評価をしております、来年度以降にまたさらにつながるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） そういった好評であればあるほど、やはり作付面積がふえればなと、そういう思いがいたします。

この6次産業化の推進なんですけれども、私も幾つか資料なんかを取り寄せたんですけれども、非常に膨大な資料ですね。中身も、いろんな補助というか、そういったものがたくさんあるわけですね。これをなかなか農家の方々も理解するというのが結構難しいんじゃないかなと、そんな気がしたんですね。

そこで、この農業の6次産業化の推進講座的なものを、もし市のほうが開催していただければ、

理解が広がるんじゃないかなと、そんな気がしたんですが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 6次産業を推進するための推進講座的なものを予定しているかどうかということですが、まず、国においては、あるいは県においてはということで、議員ご指摘のとおり、農業の6次産業化支援のための支援メニューというのは、本当に多岐にわたってございます。そんな中で、やはり国・県としては、重要課題ということで、6次産業の起業推進といったところを本当に力を入れているんだなというところなど、我々も同じ思いを強くしているところがございます。

そんな中で、積極的な農家は直接、国、あるいは県のほうに問い合わせをしているというような中で、みずから6次化の流れに乗っていきこうというところもございますが、ほとんどの農家の皆さんに関しては、我々は、まずは物をつくることに専念するんだといったようなところから、なかなかその域を脱し切れていないというのが実態だと思います。

そういう中で、議員ご指摘のとおり、今後につきましては、市としましては、今まで6次産業化といったものに消極的だった農業の皆さんに、少しでも意識を変えていただくといった観点から、今、ご提案のありました推進講座的なものを積極的に開催して、6次化の推進といったものを仕掛けていければなというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 期待しております。

それでは、シルバーファーマー制度のほうに移ってまいりたいと思います。

先ほど市長からの答弁は、非常に前向きな答弁をいただきました。

このシルバーファーマーの若者版ということでありまして、例えば一例を挙げれば、栃木県農業大学校では、既にとちぎ農業未来塾をやっているわけですね。この中では、高齢者のコースもあれば、また新規就農の希望者に対する基礎のコース、それから専門的なコース、こういったものも設けているわけです。

ただ、どうしても宇都宮ですから、那須塩原で農業をやりたいとか研修をしたいという場合には、現在のシルバーファーマー制度では、やはり若い方々はなかなか農業体験ができないというシステムになっているわけです。そういったことを考えると、このとちぎ農業未来塾というのは非常に参考になる事例じゃないかなと思います。

その点についてもどのようなお考えを持っているか聞きたいのと、それから、青年就農給付金、これらについては、基本的には農業大学校であったり、それから農業法人等での研修を受けるということが条件になっているわけです。そういった場合に、現在の那須塩原市のこのシルバーファーマー制度を利用した方々というのは対象になるのか、その点もあわせてお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 2点お尋ねいただきました。

まず第1点目のとちぎ農業未来塾を参考にした中で、市としても何か制度の制定ができないかというふうなお話でございます。

こちらにつきましては、先ほど市長が答弁申し上げたとおり、新規就農者、特に若者の新規就農者というものを1人でもふやしていくという施策は、市としてもやっぱり全力を挙げて取り組んで

まいりたいというふうに考えております。

そんな中で、1つとしましては、既に県の農業大学校という県内の拠点施設、一つの拠点施設の中で、営農技術取得のメニューが示されているということがございますので、市としましては、この農業大学校での研修よりも少し簡易で、なおかつ新規就農のきっかけづくり、そんな観点から何かできないか、シルバーファーマー制度といったものを活用して何かできないか、そんなことを検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

あともう一つ、シルバーファーマー制度を活用する中で、要は、青年就農給付金、議員ご指摘いただいた給付金については、準備型という話なんだと思うんですけども、各種研修を受けるとき2年間、150万円ずつ支援をしていただけるという給付金でございます。これを現状のシルバーファーマー制度という部分になりますと、高齢者の生きがい対策というところでやっています。したがって、それらの人の対象にはならないということでございますが、若者をというようなことになったときには、そのシルバーファーマー制度を見直して若者をといったときに、それが対象になるかといいますと、やっぱり指定された学校という1つハードルがあるんですね。指定そのものというのは、県の農業大学校とかそういうところで研修を行う場合については、その準備型の給付金を給付することができるということなものですから、なかなか市でやっているところのシルバーファーマー制度に若者まで対象としたとしても、その準備金がもらえるかというのはちょっと定かじゃないというのがお答えということでさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 当然この施策というの

は、定住促進にすぐにつながっていく施策になるわけです。それらを考えると、今、部長からいただいたお答えでは、せっかくのこの青年就農給付金がなかなか使えないだろうということは、その後の就農直前から、やはり生活が不安定ですから、5年間にわたって最大限で150万、これらも対象にならないということになりますよね。これは違うんでしょうか。じゃ、お答えください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

青年就農給付金に関しては、準備型と、あとは開業型ということで分かれるんですが、それがシリーズで連なっていないてはならないという話じゃないということでございまして、要は、その開業型というものを受けたという話では、それなりの事業計画をつくっていただいて、新規就農をすれば、その方についてはその給付金が対象になるということでございます。

ただ、その際、やっぱり45歳未満で新規就農するといった大原則の条件があるということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） これからその制度設計をしていくということになると思いますので、大いに期待をしておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、これも事例ですけども、マスコミでも何度も取り上げていますから、皆さんご存じかと思うんですけども、山形県に女性だけの農業生産法人があって、山形ガールズ農場、これは本当に有名です。そこで、米を中心に野菜、それから6次産業化も進んでいまして、ジュースとかお菓子もつくっているんですね。そのほかにもコメ

のオーナー制度とかサポーター制度、ファームメイドつき農園とか、多種さまざまなことをやっているわけです。ここの社長さん、高橋さんという女性は30代半ばで、余談になりますけれども、この10月には村山市議会議員にもなられたそうなんです。

こういったおもしろい事例というのもぜひ今回の若者型のシルバーファームを入れた場合に参考にさせていただいたらいいんじゃないかなと思うんですが、もし感想があればお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） ご指摘の山形ガールズ農場については、私もネットのほうで内容を検索しております。そんな中で、大変女性の若い方々のパワーみなぎる経営がなされているということで、うらやましい限りだなということで拝見をさせていただいたところでございますが、議員ご指摘のとおり、今後の農業経営といったものに関しては、やはりなかなか個人では立ち行かないというようなところがございますので、そういう中では、集落への、あるいは生産法人化というようなところの中で農業を推進していくということがひとつ求められている手だてなのかなというふうに思います。

特に、T P P対策ということから、そういう観点から見ますと、組織化というものは、今後生き残っていく上で、そこを避けて通ることはできない課題なのかなというふうに思います。

農業生産法人のことにちょっと特化して言わせていただきますと、最近の動向ということで、那須の農協さんあたりでも、そういうものの立ち上げといったものを検討されているというようなことも聞き及んでおります。

そんなことから、市もそういうものに何か支援

することはできないか、あるいは、市独自の組織化、支援施策、そういうものができるかといったことについても、まずは庁内でしっかりと検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 先ほどの1項目めの、一言述べて閉めたいと思います。

農業は、残念ながら今高齢化が著しく進んでいて、担い手不足が深刻です。農業の魅力を多くの方、そして特に若い方に伝えるため、本市独自のシルバーファーマー制度の若者版の早期導入を希望し、この項を終わります。

続きまして、2、高齢者の交通事故の防止対策について。

交通事故全体が減る中で唯一急増しているのが高齢者ドライバーの事故です。アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故、一時停止を無視し、交差点に突っ込んでの事故、また、道路をふらつきながら走ったり、曲がり角を曲がり切れずによるめいたりする高齢者が乗る自転車を見かけることがあります。

以下について伺います。

運転に自信がなくなった、家族から心配と言われた等の理由で高齢者の運転免許自主返納がふえ

ていると思うが、自主返納の現状と自主返納を推進する支援策の導入の考えがあるか伺います。

自動車には高齢者マークがあります。自転車にも高齢者マークと同様のシールなどを交付し、周囲の方々への周知に役立ててはどうか伺います。議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 2の高齢者の交通事故の防止対策についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、 の高齢者運転免許自主返納の現状と自主返納を推進する支援制度の導入の考えがあるかについてお答えいたします。

自主返納の状況は、那須塩原署管内の統計となり、那須町も含んだ件数でございますが、平成25年度が121件、26年度が161件と、増加傾向にありました。平成27年度につきましては、11月17日現在102件となっており、昨年度に比べると横ばいかやや減少傾向にあります。

そのような状況の中、支援制度についてですが、現在のところ導入の考えはございません。しかしながら、高齢者学級などにおける交通安全教室においては、運転を行わない判断の必要性も触れ、高齢ドライバーの事故減少に取り組んでいるところでございます。

次に、 の自動車の高齢者マークと同様のシールなどを交付し、周囲の方々への周知に役立ててはどうかについてお答えいたします。

高齢者の自転車事故に多い、後方から来た自動車との事故対策として、ドライバーから離れていてもすぐに認識できるものが必要と思われま。その場合、自転車の操作性が落ちないこと、安全性を確保することなど、考慮する点もござい。るので、対応策を工夫していく必要があると考えて

います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの部長から答弁いただいた中で、市内には15公民館ありますから、高齢者学級も15あるんだと思うんです。さまざまな名称がついているわけですけれども、それらで交通安全教室というのは全て開催されているのか。また、どのぐらいの方々がそこに参加されているのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） それでは、お答えさせていただきます。

26年度の高齢者学級というか、高齢者学級における交通安全教育の実施状況でございますが、どちらの公民館という区分けはしてございませんが、37回、1,471名が参加しております。

なお、27年度11月末までの人数でございますが、12回、632名が参加して行われております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） ただいま答弁をいただいたわけですが、それらが功を奏して自主返納がふえているというか、先ほどの最初いただいたのは、横ばいだということなんです。それらの感触というのは感じますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えいたします。

感触というのは若干難しいところもござい。けれども、高齢者学級の中では、このようなイラストを入れて、漫画チックにちょっと書きながら、

すぐに理解ができる、そのようなパンフレットとかチラシ等を使いながら、啓発という形を努めております。

またあわせて、こういう光る何ていうんですか、たすきというか、そういうものを使いながら、随時理解を示していくということで。なかなか私ともどもそうすけれども、一度聞いただけで、そのときは理解していても、それが身につくというのには、なかなかやっぱり随時重ねていくしかないんだと思います。そのような形で、私どもはまめに行っております。

なお、この12月11日から31日まで、今度は年末の防犯とあわせて交通安全、そのような期間になっております。その期間中には、街頭啓発、それから店頭啓発、あわせて各団体への啓発、そういうものも行っていきます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） わかりました。

それでは、先ほど支援制度については、今のところは考えていないということであったわけですが、各地ではさまざまな支援制度が導入されているわけですね、この自主返納を進めましようということで行われているわけですが、一例を挙げれば、地域バスであったり、それからタクシーの利用権の配布なんかもされています。あと、タクシー運賃の割引なんかもやっているところもありますね。それと、返納した場合に証明となる運転履歴証明書の交付をする際には多少の費用がかかりますから、それらの補助をしているようなところもあります。

一昨日も、この公共交通に関する質問があったわけですが、当地区が公共交通がくまなく網羅されている地域であれば、運転免許を返納しても、その後、移動には余り支障を来さないんだ

と思うんですけども、残念ながらこの地域はまだまだ車社会ということがありますので、そういった観点を考えると、高齢者の交通事故というのは非常に多いわけですから、それらを防ぐ手段としても、この自主返納というのは非常に大切なことだと思うんですね。となれば、やはり少しでもその意識を高めるための支援制度を私は必要じゃないかなと思うんですが、再度この点について伺いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 議員おっしゃるとおりの部分もございすけれども、総体的に本市としての取り組みの中では、免許証を持つ、返納する、そういうこと以前の問題としまして、市域を挙げて交通事故の防止、交通事故の件数の減少、そういうものへの取り組みに力を入れていきたいということで、これは県内の中でも、先ほどもちょっと運動的に申しましたが、その年間の4シーズンの中では、子どもや高齢者に優しい3S運動ということで、子ども、高齢者を早目に確認するSEE、それから子供や高齢者を見かけたら減速するSLOW、そして危険を感じたら停止するSTOPということで、これは子どもたちから高齢者まで、我々一般のいわゆる大人においても、全ての人が交通事故、交通安全、そういうものへの意識、それを持つことが一番重要なんではないかということで。高齢者が運転免許を持っていて、高齢者がみずから事故を起こす、その数からいきますと、これは昨日の議員さんの中にも出ましたが、統計的には栃木県の数字しかございません。高齢者がかかわった事故といたしましては、平成22年が2,784件、平成24年が2,246件、平成26年は1,989件というふうには減少の傾向にございす。また、死亡者においても、平成22年が75人、平成

24年が57人、平成26年は44人ということで、その44人の内訳でございますが、実際に運転して亡くなった方は5人、同乗した方が5人ということで、逆に今度は歩いている歩行者としてその事故にかかわった部分が21人、そのほかに自転車が8人というような、そういう傾向がございます。

運転する、しないというよりも、交通事故をなくすという、そちらに力を入れていきたいと、私どものほうは考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 部長の答弁もわからないことはもちろんないですけども、両方じゃないかなと思うんです。交通事故を起こさない、それから交通事故を起こさないためのその前の予防としての、本当はかなりの高齢の方々、身体的にもあらゆる面で当然それは劣ってくるのは当たり前だと思うんですけども、そういったことを考えれば、やはり自主返納を進める。これは両方ですね、本来であればやるべきことじゃないかなと、そのように思います。

では、次に移ります。

高齢者の自動車につけるマークと同じように、自転車にも高齢者マークがつけたらどうかということで、答弁いただいた中では、つける方向で考えるという答弁だったという理解でいいと思うんですが、ちょっと私が考えているものとただいま部長から答弁いただいた内容を精査すると、ちょっと違いがあるのかなという気がしたんです。例えばこういうものを、私は、これはちょっと小さ過ぎるかなと思うんですが、もう少し大きなもので泥よけにつけて、これは反射しますので。それで、周囲に年寄りが自転車を運転していますよということがわかる、これはシールになっているわけです。ちょっと小さいかなと思いますので、もう少し

大きなものがないかなと思うんですが。

先ほどの答弁の中では、運転に邪魔にならないとか、操作性が落ちないとか、そういった話があったものですから、ちょっとその辺、違いがあったのかなと思うので、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えさせていただきます。

議員が今提示していただきましたそのようなシールにつきましても、部内の中での検証という形をさせていただきます。余り小さいと、結局高校生が学校の表示という形であるステッカーと同じような、そんな形態になってしまいますと、張る場所によっては意味がないという言い方は大変失礼なのかもしれませんけれども、目立たなくてはどうしようもないのかな。余り目立つということを今度強調しますと、大き過ぎてしまうのかなという、そういった設問の設定の仕方からすると、後方から来る、いわゆる前に乗っている、前方に走っている自転車が高齢者の自転車であるということを、高齢者が乗られている自転車であるということを認識させるためには、少々その表示が、ちょっとしたシールだけでは足りないのかなという形になります。かといって、それが大き過ぎると、今度は走行なり操作なり、そういうものにも邪魔になりますし、場合によっては、走行して狭いところだと、軒先なりそういうものにひっかってしまう、そんなこともございます。

先ほど私が答弁した中には、そういった中で1つとしましては、こういった啓発の中にも触れているんですが、1つには、ヘルメットの推奨とかそういったものもあるのではないかなというふうに考えております。先ごろ起こりました交通事故で

死亡事故が1件ございました。高齢者の方がお亡くなりになられたんですけれども、これにつきましても警察の所管の中では、もしその方がヘルメットをかぶっていれば、もしかしたら死亡までは至らなかったんじゃないか、そのようなことも少々伝え聞きました。

ヘルメットの推奨となりますと、また別の問題が出てきたり、それからその当人の意思というものもございますので、なかなか難しいものはございますけれども、よりよい方法を何か1つ、掲示という形ではあるんだと思いますので、考えていくということで、先ほどの答弁に至ったわけです。以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 今の部長の答弁からすると、何らかの形でものはつくるということでの理解でいいんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えさせていただきます。

つくるという表現が当てはまっているのかどうかわかりませんが、そういう形の方向にそういうものを提示できるように、そういう方向に今現在検討しております。ただ、それがつくるという表現でおさまるのか、これを推奨するのか、そういうことについては今後、少々お預かりさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） ちょっと回転しないな。前向きな答弁だったと、先ほど言いましたけれども、前向きな答弁だったということの理解にさせていただきます。

じゃ、この項については以上で終わります。

続きまして、3の緊急医療情報キットの電子化と119番からの活用について。

高齢者や障害者への緊急医療情報キットの交付の際に、消防本部に情報を渡し、情報を電子化することで119番受信時に救急車内のタブレット等に送信するシステムの整備を行ってはどうか伺いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 3の緊急医療情報キットの電子化と119番からの活用についてお答えをいたします。

救急医療情報キットは、申請を受け給付するので、住所、氏名、かかりつけ医、緊急連絡先等を記入する用紙を円筒に入れたものでございます。10月の消防組合の統合によりまして、全ての救急車に新システムが導入され、救急医療情報キットの有無のデータ化が可能になったとのでございますので、その活用につきまして、那須地区消防組合と調整をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） それでは、2点ほど再質問させていただきます。

実際に現在、緊急医療情報キット給付事業が行われているわけですが、これらは相当、既に浸透してきているんでしょうか。その浸透する、また普及する方法としては、どんな方法をとっているのか伺いをいたします。

それから、給付数としてはどのくらい給付されたのか、また、この緊急医療情報キットが活躍したというか、活用された事例なんかがありましたら伺いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） まず、どれだけの数が交付されているかを最初にお答えをしたいと思います。

これは、ことしの10月末現在の数字でございますけれども、市全体で1,855件でございます。普及しているのかどうかというのは、その家族の構成とかいろいろ、主に必要とするのはひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方ということで、大家族でいつも高齢者のほかに誰かがいるよということでは余り必要性は、若干薄目になるということもあると思いますけれども、そこら辺の形態から考えて、どのくらい普及すれば十分なのかというのはなかなか難しいところで、数値を持っているところではございませんけれども、なるべく持っていたほうがいいに決まっているというふうに、決まっているということはありませんが、持っていたほうがよるしいものだというふうに思います。

そういう意味では、これからも普及に力を入れていく必要があるのかなというふうに思うところでございます。

方法といたしましては、地域包括の力を、きのうの大野議員の質問のまたあれみたくになりますけれども、力をかりるといのが一番、見回りとかやっただいていますので、方法としてはいいところかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

〔「活用事例」と言う人あり〕

保健福祉部長（松江孝一郎） すみません、失礼しました。

具体的にその消防が、救急車が出動して、効率的に使われた例があるのかということでございますけれども、申しわけございませんが、ちょっとその事例を、今手元にそういう活用の事例を持っ

ておりません。恐らくあったんだろうなというふうには思うところではありますけれども、もちろん。そういうふうなお答えしかできませんので、もし調べまして、具体的な事例がわかりましたらお答えを差し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） ユニークな答弁をいただきました。

今回の質問に対しましては、部長から最初にご答弁いただきましたけれども、那須地区消防組合が10月に結成をして、既に救急車両には新システムが導入されているので、これらの整備が可能だというご答弁をいただいたわけですが、実際にはいつごろ、これからの協議ということがあるんでしょうけれども、実際にいつごろ配備されるのかをお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 今の議員のご質問で、配備というふうにお尋ねをいただいたかと思うんですが、新システムが消防車両に配備という意味合いでございますか。ご質問いただいて、那須地区広域の救急担当の方と何度かお電話で連絡をさせていただいたんですが、ちょっとその聞き方が正確だったのかどうかちょっとあれなんですけど、やりとりをした中では、既に配備されたというふうに私どもは理解したところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 車両に新システムが配備をされたということですよ。じゃ、その配備をされたから、要は紙ベースのデータを今度は電子化したデータとして、例えばタブレット端末で

ぼんと押せばすぐその情報が入ってくるというようなシステムに今後するわけですね。そういった私、協議をするという答弁をいただいたのかなと思ったんですが、違いましたか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 私どもが那須地区消防組合から聞いていますのは、タブレットではなくて、いわゆるカーナビのような画面というふうに思っているんですけども、そこにですね、出勤先に救急医療情報キットが置いてあるかどうかというところが表示されると、そういうシステムが使えるようになったんだというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） そうなったということであれば、当然、那須塩原市、大田原市、そして那須町、それらの現在の状況を連絡すれば、当然配備というか、データとして入るわけですね。ですから、それは容易にすることができるわけですね。それは、タブレットであろうが、カーナビ程度の7ぐらいの画面であろうが、それはどれでも構わないと思うんですけども、そういったことがハード面で整備をされたので、今度はソフト面もこれから整備が進みますよという理解でよろしいんですね。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） ちょっと私のほうのお答えが不明確で申しわけなかったのかなというふうに若干反省しておりますけれども、要するに機械は使えるようになっていますよということでございます。どのご家庭に情報キットをお渡ししているかというのは、当然私どもが持っており

ますので、それをどういう形でか、消防組合さんにお渡しをする必要があると。紙ベースでいいのか、データのほうがいいのか、いろいろ、データならどういう形でとかあると思うんですけども、その辺について早急に調整に取りかかりたいという意味でお答えを申し上げたところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） わかりました。一日も早い装備を進めていただきたいなと、そのように思います。

では、この項は終了いたします。

4の一般廃棄物の処理について。

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、目標年度の平成33年度には928gを目指しています。ごみの資源化率は、平成33年度に30%以上を目指しています。

以下について伺います。

ごみの減量化、資源化の目標は、これまで達成されてきたのでしょうか。また、その他の紙の分別に力を入れていますが、成果とごみ、減量推進によるごみの分別徹底等の活動について伺います。

ごみステーションから資源ごみの持ち去り行為などは行われていないのでしょうか。また、資源ごみ持ち去り禁止条例の制定の考えはあるか伺います。

ごみ収集事業者がかわったことによるトラブルや市民からの苦情はなかったでしょうか。また、事業者との委託契約の期間は5年間ですが、市民の苦情への対応や業務改善等はどのように行われるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 4の一般廃棄物の処理についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、 のごみ減量化、資源化の目標の達成状況ですが、平成26年度の本市の1人1日当たりのごみの排出量は1,039gです。資源化率につきましてもは13.3%となっています。

目標の達成状況ですが、ごみ減量化につきましては、平成28年度の間目標値が977gなので、62g多くなっている状況です。これにつきましては、事業所から排出されるごみが国や県の平均を大きく上回っていることが原因と思われる。市内の事業所へは、ごみ減量の手引を配布しているところですが、観光地という特殊な事情もあり、減量化が計画どおりに進んでいない状況であります。

資源化率については、平成28年度の間目標値が24%なので、10.7%少なくなっている状況です。これは、事業所からのごみの排出量が多いことと、放射能の影響により、溶融スラグへのリサイクルができないことが大きな原因と考えております。来年度は、一般廃棄物処理基本計画の見直し時期になっておりますので、事業所からのごみの減量化を中心に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、その他の紙分別の成果についてでございますが、10月5日の広報配布にあわせてごみ減量化の情報を印刷した紙袋を市内全戸に配布いたしました。これは、毎年お知らせしているごみ減量推進員通信と、その印刷物を有効なリサイクル手段として活用できるように、回収袋形態にして配布したものでございます。

成果につきましては、配布してから期間も短いため、報告することは難しいことではございますが、10月のイベントで実施いたしましたアンケートによりますと、その他の紙を資源ごみで回収するこ

とを知らなかった人が昨年度と比較しまして30%から14%へ減少しており、一定の効果があったものと考えております。

また、ごみ減量推進によるごみの分別徹底等の活動についてですが、これは各地域の状況に応じた取り組みを行っております。ステーションの見回りやステーション責任者への指導、階段やステーションへのポスター掲示等による利用者への注意の呼びかけなど、さまざまな方法で活動しているところと聞いています。

次に、 のごみステーションの資源ごみの持ち去り行為についてですが、今年度は、現在までに3件の報告がございました。そのうち2件は、同一ステーションで新聞、段ボールを軽トラックで持ち去られた事案、もう1件は、缶類を持ち去ろうとしていた怪しい車両の運転手に声をかけたところ、何もとらずにそのまま立ち去られた事案でした。

ごみ減量推進員には、そういった事案を発見した場合には、市に連絡するようにお願いしているところでございます。

そのようなことから、資源ごみ持ち去り禁止条例の制定については、今のところ制定する考えはございません。

最後に、 のごみ収集事業者がかわったことによるトラブルや市民からの苦情についてお答えいたします。

今回のごみ収集業務委託は、平成25年11月29日に契約の締結を行い、約4カ月の引き継ぎ期間を経て、平成26年4月から5年間、新たな事業者が一般家庭ごみの収集を行っております。

収集事業者がかわったことによるトラブルや市民からの苦情についてですが、変更当初は、ごみの収集時間が以前と変更となり、いつもの時間にごみを出したが、既に収集が終わってしまってい

る。これまで午前中に収集されていたが、午後になっても来ないなどの問い合わせが寄せられました。

これらの問い合わせに対しましては、事業者の変更に伴う収集時間の変更の周知及び収集開始時間までにごみステーションへのごみ出しの徹底が不足していたと感じております。

また、事業者との委託契約期間内における市民からの苦情への対応や業務改善等についてですが、収集車両の走行や作業員の言動、作業状況等の苦情につきましては、現地確認や事実確認を行い、収集業者に伝え、業務改善指示を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） それでは、 から聞いてまいりたいと思います。

ごみの減量化、そして資源化については、特に業者から出されるごみの量がなかなか思うように進んでいないというお話がございました。であれば、逆に個人が出すごみの量、それから資源化、これらについては、順調に目標に向かって進んでいるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えさせていただきます。

年度によってその量に増減はございますけれども、目標値には達してございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 資源化ということちょっと1つ気になるのが、瓶の回収ですね。瓶の回収、今パッカー車で回収されていると思うんですけれども、当然パッカー車で回収をされれば割

れてしまうわけですね。ですから、リサイクルは当然されるんでしょうけれども、リユースという再使用ということでは、再使用はできないわけですね。他自治体においては、パッカー車じゃなくて平ボディの車を使った収集も行っているような地域もあるわけですが、これらの基本的な考え方をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えさせていただきます。

議員発言のとおりでございます。現在は瓶等の回収につきましてもパッカー車という形をとっています。その収集方法によっては、圧縮、それから回転の作業の中によって、多少の加減はできるというふうに聞いてもおりますけれども、現状の中ではなかなかリユースというふうには難しいところもございます。

当初の契約の仕方がそういう形で行いましたが、業者との話し合い、今後の減量化なり、リサイクル化、またリユース化、そういったものを検討して、それらにつきましては、今後の課題という形で、現在うちのほうの部分でも見直し等が図れるのか、また、新たなよい方法があるのか。これにつきましては、収集業者も巻き込みながら、そのような検討のほうはさせていただきたいと思っています。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 3Rの中のリユースもぜひ進めていただければなと思います。

次に、事業所から出るごみが非常に多いということなんですけれども、こういうものを今回全戸配布したわけなんですけれども、この中にごみ減量等協力事業所認定及び検証制度に基づいて検証され

た事業所が7つほど、この袋の中に記載がございました。この事業を平成24年から進めてきているわけですが、現在どのような推移をたどっているのかお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） こちらの部分だと思えます。こちらについては、本市のこの趣旨を理解していただき、協力していただいている事業者でございます。その目標値、その協力状況によりまして、ごみ推進協力員の説明会については年に何回か行っておりますが、春の総会のときに、今度は、ですから28年の春という形になってまいりますけれども、そのときに協力状況に応じて表彰という形で皆さんの前で表彰させていただき、それらの広報なりところで周知というふうに図っていきたくと思っています。

お答えになったでしょうか。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 要は、事業所から出るごみが多いと。それが当市の大きな課題であると。そういったこともあって、このごみ減量等協力事業所認定制度、そして、それに関しては顕彰もしましょうということで、顕彰制度もあると。これらがこれまでどういう経緯をたどって進んできているか。

言うなれば、平成24年、25年、26年でことし27年ですけれども、徐々にそういった認定される事業所がふえてきましたよということなのかどうか。また、これらをこの那須塩原市にある多くの事業所がこの制度を知っているのかどうか、それもあわせてお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 少し不足しております。誠に申しわけございませんでした。

この認定事業者については、申しわけございませんが、変わっておりません、数的には、それから、今後について、先ほど、先にちょっと申し上げてしまいましたけれども、そういう形で表彰なり、広く周知することによって、今後この協力店の数をふやしていきたいというふうでは考えております。

また、事業所には、このような形で事業所の皆さんへという形でごみの減量、分別、そういったものの協力体制をお願いしております。現状の中では、うちのほうの状況の中で、1,500社ほどこのようにお願いしておりましたが、現在事業所と呼ばれるものは数限りなく多くございます。細かなコンビニエンスストアから大きな旅館まで。それらも含めますので、28年度には、今度はこの数、約6,000とも言われる、その数になりますので、それら全ての事業所のほうを検索いたしまして、そちらに協力のほうを願って、その事業所のごみの減量化に力を注いでいきたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） この制度自体、すごくいい制度と私思うんですね。ですから、生かさない手はないわけですよ。ただ、現状が7社ということは、ちょっとですね、寂しいなという気がします。今の答弁で6,000社ぐらいあるんじゃないかと。それらについては、来年はしっかりとした情報を流していくというお話でしたので、その点に期待をしたいと思います。

続いて、ごみ減量推進についてなんですが、私も一時、ごみ減量推進員をやった時期がありました。ただ、研修等も本当に年に一、二回ということですので、かなり分別の仕方の能力というか、

知識の差が人によって相当あるような気がするんですね。この辺の研修をもう少し充実したらいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 今ご提言いただきました部分につきましては、次、これからの部分につきましては、十分に力を注いで充実した研修とともに、まめに情報のほうも提供しながら、ごみの減量化のほうに努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） じゃ、続きまして、資源ごみの持ち去り禁止条例についてなんですが、今のところ、先ほど説明があった中では、そういった持ち去り行為が少ないということで、今すぐはこういった条例は必要ないんじゃないかという答弁に聞こえたんですが、例えば条例じゃなくて、要は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例というのが那須塩原市にあるわけですね。そこに1項目、条項として、この持ち去り禁止の条項を入れるということはできないんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） ご提言ありがとうございます。検討のほうはさせていただきたいと思えます。

なお、つけ加えさせていただきますが、先ほどの持ち去り2件につきましても、私どもはその情報を仕入れただけではなく、警察のほうと追及しながら、この業者についてもある程度のところは特定しておりますが、現在は管内というよりも県内の中から退去した、そのような形で追跡のほう

は伺っております。

そのように事案、事件、そういうものがあつた場合には、私どもだけではなくて、警察のほうと連携をとりながら、上に上げる、またそういった措置のほうも対応もしておりますので、今後についてもこんな形をとらせていただきます。

なお、議員からご提言いただいた部分については、今後の検討という形で取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 人目のつかない地域なんかでは、ひょっとするとそういった資源ごみの持ち去りというのは、実は起こったりする可能性もあるんだと思うんです。そういったことを考えれば、条例をつくった、またそういう条項を盛り込んだからといって、それで全てではないですけども、やはりそういうことをすることによって意識も高まるでしょうから、ぜひ検討のほどをお願いいたします。

最後に、市民から、例えば苦情が入る。そういった場合には、環境対策課であったり、クリーンセンター直接であったりと思うんですが、その辺の情報の共有というのはどのように行われているのか。また、今回、平成26年に新たな事業者にかわったわけですけれども、業務の改善指導なんかは何件ぐらいされたのか。事例があればお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 順不同になりますけれども、お答えさせていただきます。

まず改善指導の件数につきましては、手元にちょっと資料がないので、申しわけございません。

情報の連携でございますが、全てどちらに入っ

たにしても共有している。そして、全て私のほうまで届くという形。それ以上に大きな問題のときには市長まで上げるという、そのようなシステムで現在行っておりますので、その旨回答とさせていただきます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 事業者に対する業務改善の指導というのは、今資料がないということなんでしょうけれども、全くないというわけではないんですよね。いかがですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 先ほどの報告させていただいたように、市民からの苦情、ご意見、そういった声について提示し、その提示して指導する、それ自体も改善命令となるのか、表現的にどのような取り扱いになるのかわかりませんが、そういうことがあったことは事実でございます。ただ、その数が事細かな数字としては、今ここでご提示できませんので、それについては申しわけございません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 先ほどもちょっと触れましたけれども、リデュース、リユース、そしてリサイクル、3Rですけれども、前はこの言葉が本当に頻繁に出てきたんですけれども、最近はなかなか聞かれなくなっているんだと思うんです。それだけ資源のごみを出すのを抑制しましょうと、再使用できるものは再使用しましょう、再利用できるものは再利用しましょうという意識がひょっとすると薄れている可能性もあるんだと思うんです。ですから、今後はまた新たな気持ちで、この3R運動というのをもぜひ強力に進めていただきたい

など要望して、次の項に移ります。

5、スポーツ施設の整備と観光誘客について。

第1次那須塩原市総合計画に伴う実施計画の中の基本政策6の豊かな心と文化を育むまちづくり、また、那須塩原市スポーツ施設整備計画より、以下について伺います。

市民から、西那須野運動公園のプールの屋根はあかないのかとの声を聞きます。今後の修繕の予定と修繕内容を伺います。

来年10月に塩原温泉でペタンクの全国大会開催の引き合いがあります。観光誘客につながるスポーツ合宿や大会の際の施設利用料の減免制度の導入の考えを伺います。

青木サッカー場の整備について、9月議会の質問ではDグラウンド整備が不明確でしたが、その後の検討を経て、人工芝による整備となりました。天然芝のBグラウンドの改修の必要性と、これまで青木サッカー場で行われてきた青木祭りへの対応について伺います。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 5のスポーツ施設の整備と観光誘客について順次お答えをいたします。

初めに、のプールの屋根の修繕についてでございますが、修繕の内容といたしましては、屋内プールの屋根は側面にスライディングドア10枚を収納した後、開閉する構造となっております。現在、スライディングドアの2枚が経年劣化によりまして移動が不能という状態となっております、ドアを交換することで屋根の開閉が可能になるというものでございます。

現在、修繕工事の契約を締結いたしまして、来年の2月中旬までには工期が終了するという予定でおります。

続きまして、 の減免制度導入の考え方についてお答えいたします。

体育施設につきましては、市民のスポーツ活動の推進や健康増進を目的として設置しているものでございまして、多くの市民の利用促進を図るために、市内利用者と市外利用者に区分し、使用料を定めております。

今後も市民のスポーツ活動などを優先に利用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、観光誘客につなげるための減免制度というものの導入については、現時点においては困難なものというふうに考えているところでございます。

最後に、 のBグラウンドの整備及び青木祭りへの対応についてお答えをいたします。

Bグラウンドにつきましては、天然芝の特性から、体への負担が少ないこと、また、プレー環境のよさなど、利用者に支持されております。一方で、使用日数が限られておまして、芝の育成や管理に手間がかかるなどのデメリットも現実にはございます。

今後も計画的なグラウンドの改良に努め、利用の促進につなげてまいりたい、このように考えております。

青木祭りにつきましては、毎年管理棟周辺において行われているわけですが、今後は遊休地の活用も含めまして、敷地の効率的利用も検討しながら、関係団体と調整を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時09分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで保健福祉部長より発言があります。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 先ほど吉成議員の質問の中で、救急医療キットが有効に活用された事例があるかというようなことでお答えを保留させていただいた件でございますけれども、まず消防組合に確認したところ、今の那須地区の本部でございますけれども、救急医療キットを救急搬送の際に使ったかどうかとか、そういうことは一切記録を持っていないそうですので、そちらからはちょっとお答えができないところでございますけれども、救急隊員の方とお話をしているところでは、やはりそういうものがあると大変役に立つというような声は聞いているところでございます。また、病院の関係者などから、搬送後に、おひとり住まいですとどこへ連絡するのとか、そういうことがわからないということがございますけれども、当然そのキットがあれば、連絡先等が記載してあるので、そういう点でも大変役に立っていると、そういう声は高齢福祉課のほうに届いているということでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） それでは、スポーツ施設の整備と観光誘客についての再質問を行います。

西那須野運動公園のプールですが、これまでにどのような修繕がなされてきたのか。今回、脇のスライディングドアと、それから、当然故障しているわけですから、屋根もあかなかったわけですね。それによる熱中症みたいな、そういった事案は起こらなかったのか。また、市民からの苦情等はなかったかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 西那須野運動公園のプールのこれまでの修繕ということですが、建設後25年が経過しておりまして、まず躯体である鉄骨等の腐食があったということで、そういったところの塗装の塗りかえであるとか、またスライディングの屋根の関係で、モーターがやはり一部故障していたということで、そういった修繕も過去に行っておりますし、あとは、ボルトの抜け落ち等も過去にありましたので、そういったところの点検をした後に修繕を行ったというのがまず1つでございます。

それと、苦情等も含めて熱中症等の病気の発生とかについては、改めて私どものほうに詳しい情報としては入ってきておりません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 実施計画の中で平成29年にプールの修繕費用というのが計上されていたと思うんですが、あれは残りのスライディングドアの更新というようなものの予算づけになっているのでしょうか。また、それらの修繕がされれば、今後しばらくはあのプールは修繕費用というのはかからないという理解でよろしいんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 29年度の実施計画の中で位置づけられている2,600万ほどだと思うんですが、その修繕の内容につきましては、やはり鉄骨がどうしても傷みがあるということで、そちらの補強を行いたいというのが1点と、もう一つは、可動式の、やはり開閉式の屋根の関係なんですけど、大きなチェーンで動かしているものですから、そちらも劣化が激しいということで、そちらの修繕

を現在考えているものでございます。

なお、プール全体の改修については、そちらを行うことで一定の機能は保てるというふうには考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） その点は、じゃ、了解をいたします。

続いて、のほうの点についてお伺いしたいと思います。

青木のサッカー場の利用についてなんですけど、市内の方、また市外の方、できれば県外の方の利用数なんかがわかればお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 市内、市外、県外の利用状況でございますが、今年度利用している各団体の申し込み、それぞれ大会によって、市内の団体もあれば、市外の団体も一緒に参加しているということで、正確な把握というのはなかなか難しいというのが現実でございます。ただ、現在、今年度の利用状況について一定の推定、これまでの利用状況をもとに推定をしているところなんですけど、通年で推定しますと、市内の利用が全体の63%程度、市外、県外の利用が全体で37%程度というふうに見込んでおります。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 県外となるとなかなか数字が示せないでしょうか。いかがですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 県外ですが、少々お待ちください。

県外の利用ということで、これまでの実績をも

とに推計しますと、全体で約13%程度の利用になっているというふうにつかんでおります。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 今後、Dグラウンドの整備が完成をすれば、これらの県外の利用というのは非常にふえてくるんじゃないかなと思います。また、大きな大会の誘致も可能になってくると思います。そういった観点からいくと、今回の質問は、観光誘客の観点からという質問で、減免はどうですかという話をしましたけれども、観光誘致の観点じゃなくて、例えば競技としての側面から見た大会であったり、それからキャンプの誘致のための減免制度、そういった考え方もできるんじゃないかなと思うんですが、この点をお聞きします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 観光振興ということではなく、スポーツの振興というような視点での減免ということですが、現在、施設の設置条例の第1番目に、市民の利用という大きな命題を持って施設を設置しておりますので、現時点では、やはり先ほどの答弁どおり、なかなか難しいのかなというお答えになってしまいますが、ただ、全国的に見ますと、北海道であるとか九州であるとか、どうしても地域の活性化という視点の中からスポーツ施設を活用するというような動き、減免制度を設けているような自治体もございますので、そういった先進事例などの状況も今後検討の材料にしながらかえていく必要もあるかなというふうには思っております。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） ぜひ検討の時期が来たら検討していただきたいなと、そのように思います。

今回、改めてお聞かせ願いたいと思うんですが、Dグラウンドを人工芝のピッチにした、その理由をお聞かせください。

ここを人工芝のピッチにするということは、今度、Bグラウンドの芝のピッチ、これの状態を改善、改良しなくてはいけないわけです。答弁にはありましたが、具体的にはどのように、このBグラウンドに関する改良を行っていくのか、あわせてお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） まず、Dグラウンドの人工芝に整備していくという考え方なんですが、現状の利用を見ますと、直近、26年度の実績でいきますと、人工芝の利用が年間4万3,000人と、それと天然芝については4,000人弱というようなのが現状でございます。それと、やはり土日、また夏休み期間についてはほとんどあきがないということで、一部の団体にはお断りをしているというのも現実でございます。そういった中で、クレーで考えておりましたDグラウンド、それを人工芝に改修することで、これまで以上に利用の促進が図られる。結果としては、スポーツの振興、サッカーの振興に結びつくという考え方の中で、まずDグラウンドについて人工芝というものを採用させていただいたということです。

それと、Bグラウンドの天然芝の改善ということなんですが、なかなか排水等の関係もございまして、これまでドレーンによる排水機能の強化とか、一部改修を行ってきたところでございますが、どうしても天然芝というのは傷みが激しいという現状もございます。現在、青木のBグラウンドに合うような芝というものを指定管理者とも協議をしながら、芝管理団体とも調整をしながら、いろいろな種を栽培しながら、現実にことしも合うよ

うな種類がないかということで、一部に植栽を行っております。ただ、どうしても目に見えた効果にまでは至っていないという状況もありますので、今後、洋芝であるとか、そういったものの種を散布することで、活着のいい芝が育成できれば、また、移植などもやはり検討していくべきかなということで、鋭意努力はしているところですが、少しでも使いやすい、いいコートにしていきたいということで努めていきたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） Dグラウンドはわかりました。

Bグラウンドですけれども、改めてですが、そういった芝があそこに適用するようなものがあればいいとは思いますが、なかなか難しいのかなという気はするんですね。そうなった場合には、やっぱり最終的には大規模な修繕が必要と、暗渠等も入れていかなくてはいけないでしょうから。そういった折には、せっかく3面の人工芝ができるわけですから、そこに天然芝ができれば、この青木のサッカー場というのは県内でも多分、ピカ一ぐらいになると思うんですね。この那須塩原市にとっては、もうスポーツ施設のシンボリックな場所になると思いますので、これから大変な部分はあると思いますが、早期の完成を望んで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 最後になりますが、ここで生活環境部長より発言があります。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 吉成議員に先ほどごみ収集の中で、改善の命令が何件あったかというご質問に対してちょっと保留させていただきました。そちらについてお答えさせていただきます。

件数としましては63件ございます。ただし、こ

れは改善命令ではなく、かわりました26年度の当初に未回収における指導という形で、私どものほうは行っております。

以上です。大変遅くなりまして、申しわけございませんでした。

議長（中村芳隆議員） 以上で、17番、吉成伸一議員の市政一般質問は終了いたしました。

伊藤豊美議員

議長（中村芳隆議員） 次に、9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 皆さん、こんにちは。議席番号9番、TEAM那須塩原、伊藤豊美です。

通告書に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

本日、最後でありますので、皆さん、もう少しくつき合っていただけますようよろしくお願いいたします。

1番、郷土芸能の保存について。

全国的に郷土芸能の後継者不足が叫ばれている中、現在の状況を見ると、那須塩原地域における伝統、郷土芸能を後世に伝えるのに非常に厳しい状態に置かれています。

既に近隣の地域において消滅してしまった保存団体や維持することが困難になっている保存団体が多く見られます。那須塩原市でも例外ではありません。

三本木地区においても後継者が高齢化し、子どもや若者たちの人数が年々少なくなっていくという状況にあり、このままでは維持することが難しい状態になってきました。

そこで、郷土芸能の維持、保存について、以下の点を伺います。

那須塩原における郷土芸能保存団体は何団体あるか伺います。

24年度に行った那須塩原市郷土芸能保存団体調査対象数と回答数、回収率について伺います。また、調査の結果をどのように生かしたか伺います。

消滅してしまった団体や維持することが困難な団体、また、維持、保存に成功した事例があれば伺います。

今後、市において、郷土芸能をどのようにリードしていく考えか伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。
議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、1の郷土芸能の保存について順次お答えをいたします。

初めに、 の郷土芸能保存団体数及び の24年度に行った調査については、関連がありますので、あわせてお答えをいたします。

現在、市で把握している郷土芸能保存団体の数は31団体となっております。これらの団体は、那須塩原市郷土芸能保存会連絡協議会に加入をしております。平成24年度に行った保存団体の調査でも、連絡協議会を通して各団体に協力を仰いだものであります。

平成24年度当時の加入団体は34団体あり、そのうち25団体から回答をいただいております。回収率は73.5%となっております。

この調査を通しまして、各団体が抱える問題や保存、継承に向けて取り組むべき課題の把握、また、課題を解決するための助言などに役立っているところです。

次に、 の消滅してしまった団体や維持することが困難な団体、また、維持、保存に成功した団

体についてお答えをいたします。

まず、穴沢の獅子舞保存会についてですが、ただ今申し上げましたように、調査実施の段階で維持、保存が困難な状態に瀕している。その原因についても調査結果から把握することができたところ。市教育委員会としましても、年齢制限の緩和であるとか、地域外からの参加者の受け入れ等を提案いたしましたが、結果として、平成26年に保存会が解散し、市の指定無形文化財としての指定を解除することになってしまいました。

この穴沢の獅子舞に限らず、古くから伝承されてきた獅子舞などの芸能については、舞い手の不足、それと年齢制限や地区内在住に限るなどの決まりがありまして、維持が困難になりつつある団体が多く見受けられます。

一方、平成24年度に一時中断をしておりました国の選択無形民俗文化財の百村の百堂念仏舞につきましては、旧穴沢小学校において、総合的な学習の中に組み入れられたことが契機となりまして、地区外の児童でも踊りに参加できるように規約を改正し、翌年度から再開の運びになったという状況です。

最後に、 の市として郷土芸能をどのようにリードしていく考えかについてお答えをいたします。

郷土芸能は、文字どおり、その地区に代々継承されてきた文化でありまして、安易にこれまでの決まりを無視した働きかけを行うことで、かえって地域に伝承されてきた文化を消滅させるおそれがあります。百村の百堂念仏舞の復活は、長年引き継がれてきた規約の改正にまで踏み込んだ地元の理解があって、初めてなし得た希有な例と言えます。

市といたしましては、あくまで保存会の自主性、それと地元の意向を尊重しながら、必要に応じて補助や助言を行うなど、伝統文化の保存、継承を

支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） それでは、順次再質問を行います。

まず、現在の郷土芸能保存会の数は、今答弁にありましたように31団体、そして、平成24年度当時加入団体は34団体、そういうことでよろしいですよ。

現在までに3団体減ったと理解してよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 市教育委員会で把握している中で、今、議員おっしゃられたように、調査当時から比較しますと3団体が解散をしたということで、私どもも理解しております。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） それでは、消滅した団体名と理由について伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 個別の団体については、大変申しわけありません。3団体、高林の獅子舞であるとか、木綿畑にありました、やはり獅子舞等だということで理解はしておりますが、正式な名前ということで、大変申しわけありませんが、ちょっと資料を持っておりませんので、その点についてはご答弁を控えさせていただきますが、その理由ということで、先ほども1回目の答弁でお話ししましたように、穴沢の獅子舞については、やはりどうしても舞い手が、いわゆる若い方が、後継者がいないということで、どうしても必要な人員が確保できないというのが大きな要因であったというふうに私どもは把握しております。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 今、私の手元に保存会の一覧表があります。これは、一般質問通告書を提出した後に入手したのですが、その中で、補助という欄があります。その欄には、指定休止中、振興、商工、輸送費と書いてありますが、これは何か伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 同じデータをちょっと持ち合わせておりませんので、今のご質問で、まず指定というものについては、市で指定した無形民俗文化財ということで把握させていただいておりますし、移動というものにつきましては、各イベントに参加する際に必要な移動に係る経費等についての補助というような整理で私どもは理解しております。ただ、同じデータ等をちょっと持っておりませんので、大変申しわけありませんが、そういった答弁でご理解いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 部長、ここに資料があるんですが、お渡ししますか。

今お話がありました、今説明をいただいたわけではありますが、この補助という欄の中に、指定、また振興、これは、幾ら補助をしているのか、そのいろいろなこの、休止中についてはもうないとは思いますが、振興とか商工とか輸送費とか書いてある、個別の補助を幾ら幾らしているんですよということをわかりましたら教えていただきたいんですが。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 繰り返しになりますが、同じ資料がちょっとないという部分もありますので、ただ、指定民俗文化財については、年間の会

を運営にするに当たって必要な運営費の補助ということで、年間2万7,000円を補助させていただいております。

また、指定になっていない、地域のそういった民俗文化財については、年間1万8,000円を補助させていただいて運営に当たっていただくというような内容で理解しております。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） それでは、 について、加入団体は34団体、そのうち25団体から回答、回答率は先ほど73.5%とお話がありました。

この回答率について、73.5%というと、かなり高い回答率だとは思いますが、逆を見てもと26.5%ということで、4団体のうちに1団体が回答していないという状況になります。この無回答だった団体について、これはどういうわけなのか、取りまとめの時間が少なかったとか、何か原因があったのかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 無回答の団体が約4分の1あるということで、その回答に至らなかった要因、原因というものについては、大変申しわけありませんが、追跡調査までは行っておりません。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 平成24年度に行った郷土芸能保存調査なんですけど、先ほども部長がお答えの中で言っていましたが、一番頭に載っていた、トップで載っていた穴沢獅子保存会がこの調査の後に消えてしまいました。大変ショックでもありました。

そこで伺いますが、穴沢獅子保存会をなぜ解散ということにして、休止中として扱えなかったのか伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 当時アンケートを行った中で、やはり穴沢獅子舞保存会についても舞い手がいない、また、運営に当たって、もちろん高齢化が進んでいるというようなことで、実は私どものほうとしても、その地区を限定して、その舞い手、おはやし等が一つのグループとして運営しているというような実情もありました。

そういった中で、できればそういった、いわゆるこれまでの決まりなどもできるだけ内部で見直しを行って、少しでもエリアを広げるとか、年齢制限がもしあるとすれば、それを撤廃するとか、そういった会の中でぜひ検討して、幅を持った形で存続に向けてというようなアドバイスも行ってきたところなんですけど、なかなか、やはり長い歴史の中で培われた伝統文化ですので、地域の中でそういった方向にまとまらなかったというのが最終的には保存会自体が解散をした原因かなというふうに私どもは思っています。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） わかりました。

穴沢の地元関係者から聞いた話によると、今でも4月の第2日曜日に獅子を飾り、そしてお札を来た人に配っているとの話でした。もし休止中扱いにすれば、復活の可能性もあったのではないのでしょうか。廃止になってから同好会をつくるという話もあったそうです。維持、運営面から見ても、私の地元、獅子保存会と類似したことがたくさんあります。今、部長が言われたように、いろんな部分があるんですけど、私たちの獅子保存会ととても似ています。ですから、大変ショックでした。

私が獅子会に入っているとき、存続の危機がありました。当時、年齢制限を30から35にすることで何とか乗り切った経験があります。しかし、今や35歳の年齢でも難しくなっています。過去

には、戦時中、男手がなくて婦人の方が踊ったということもあり、もっと古くは、奉納を一時中断したとき、隣村の下大塚新田とともに伝染病に襲われ、隣村は廃絶してしまったという言い伝えもあります。獅子舞中断のたたりと言われ、小来川村、現在、日光市なんですが、そこにある獅子舞を文挾流の獅子舞の伝授を受け、奉納を再開するという言い伝えがあり、現在に至っております。

地蔵尊には3頭の獅子頭と享保2年、1717年の年号の刻まれた版木があり、既にその時代に存在していたことが確認できる。獅子舞は簡単に中断はできません。

そこで伺いますが、一時中断していた百村の百堂念仏舞が地元の小学校の総合的な学習の中で組み入れられ、それが契機となって復活したという話を今、部長がおっしゃっていましたが、その辺の話を詳しく教えていただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 百堂念仏舞については、やはりほかの保存団体と同じように後継者がいない、舞い手がいないというような状況になっておりました。そういった中で、旧穴沢小学校の総合的な学習ということで、地域の伝統文化に学ぶとか、いろいろな取り組みを各学校独自に行っているわけなんです、旧穴沢小学校としては、地域伝統文化である百堂念仏舞というものを取り上げて、学校全体でそれに当たったということが復活の大きな要因になったというふうに私どもも思っておりますし、現在では統合された高林小学校、その中でも、やはり子どもたちが、地区外の子どもたちであっても、一つの学習の中で踊りを学んでいる。また、お祭り際には会場に行っている。そういうことで、やはり学校の取り組みと一つ一つのきっかけにはなったと思うんですが、そ

うたものを含めて、地域の方々の理解があった結果、復活したというふうに私どもは理解しております。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 大変すばらしいことだと思っております。

私たちの地域でも獅子会、獅子保存会、三本木自治会と存続させるための話し合いをし、今後、三本木純血主義でいくのか、郷土芸能を地域の宝として、地域全体で育てていくのか考えていきたいと思っております。

番に移ります。

番について、先ほどお答えがありました、まさにそのとおりだと思っております。地域には、微妙なことが存在します。穴沢獅子保存会がその例だと思っております。私の地域も大変似通っていると思っております。

ここで市長にお聞きしますが、郷土芸能への補助金を一律10%カットされた経緯があります。これは、単に金額のみならず、市の郷土芸能に対する理解、姿勢に疑問を抱くところでもあります。ALTの各学校への常駐配置、ICT機器の電子黒板の配置と、大変すばらしいと思っております。ですが、市長の座右の銘であります心、心の教育にも力を入れてほしいと思っております。

市長、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 10%を切ったということは事実でございます。

こういうようなことで、実は私も田舎生まれ田舎育ち、周辺は全部各集落が獅子舞を持っておりまして、最後に残っていたのが穴沢の獅子舞と。でも、これも非常にこの縛りがきつくて、例えばみんなで獅子舞を続行するためにお金を集めて、

そしてやってきたんですけれども、江戸時代以降に入った人には、お金は集めるけれども権利がなかったとか、いろいろあるんですよ、これはとても厳しい規約があって。その後、そういう点も改善をしてやってきた。それでも人がいなくなると。これは穴沢だけではなかったと思います。

今継続している、やっぱり国の指定だったと思いますけれども、半俵の寒念仏、ちょっと川を越えた。あれね、私、見に行くと、見に行こう、見に行こうというので見に行ったら、抜いてみたら全部頭が、青年会で踊っているはずなんだけれども、全部白髪頭なんですよ。これは言っては失礼だけれども、えっ、こういう状況なんだと。それから三十七、八年、30年ぐらい前になりますが、私、そういうことに関係していて、栃木県で大体250の団体が一堂に集まって、郷土芸能保存会というのを旧黒磯市のある方が発起人になってつくったことがありまして、当時250、多分、今150あるかないかだと。200といったのはもう七、八年前ですから。もうどんどん減ってくると、こういう状況になっていると思います。

今、質問にありました10%カットしたというのは、それだけではなくて、たくさんの方の事業について10%カット、10%じゃなくて、スタートは50%カットでスタートいたしておりましたが、そういうもので復活をしてきたものもあれば、そこでまっているものもあると、こういうことだと思いますんで、今後、これが一律というわけではありません。本当にそうであれば、必ず復活して、復活が可能であると私は思って取り組ませていただきますが、210にも及ぶ団体が常に頭に入っているわけでもございませんので、そういう点については、各部からのヒアリング等を踏まえて、今後の補助については決定をさせていただきたいと思っています。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） ありがとうございます。

お金の問題ではないんですよね。これは心の教育の問題というか、心だと思います。お金を幾らくださいといっても、微々たるものなんですけど、その取り組み姿勢を今お答えいただきまして、ありがとうございます。

存続を続けること、伝承が地域のきずなづくりに果たすのが郷土芸能の役割ではないでしょうか。それを地域としてどのように存続し、続けるかが問われているのだと思う。現在、国・県においても地方創生が重要な政策となっています。地方に眠っている宝を掘り起こし、市の知名度をアップに活用し、また、観光産業などと結びつけて、教育、経済の活性化に利用することができるのではないのでしょうか。

これでこの項目を閉じさせていただきます。

続きまして、2番になります。

地籍調査の結果判明した国有地への対応について。

今年度は、三本木地区が地籍調査の対象地区になりました。地籍とは、いわば土地に関する戸籍のことです。また、地籍調査は主に市町村が主体となって、1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査で、市が経費を負担してくれるという土地の所有者にとっては大変有利な制度です。

しかし、三本木地区では、地籍調査の結果、地区公民館の敷地の中に国有地があることがわかり、財務省関東財務局では、土地の払い下げ、もしくは使用料の支払いで対処してほしいとのことでした。どちらもかなり高額になるため、地区としては戸惑うばかりです。

そこで伺います。

三本木地区と同様に、利用している土地の中

に国有地が含まれ、払い下げや使用料の対象となる地区が市内にほかにもあるのか伺います。

払い下げや使用料の額を算定する際の単価について伺います。

市内で同様の案件があるとすれば、ほかの地区ではどのような対処をしているか伺います。また、市として対応策、支援策があるか伺います。議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 伊藤議員の質問に、先ほど突然振られましたけれども、今回は通告に従って私も答弁、準備していますので、よろしく申し上げます。

地籍調査の結果、判明した国有地への対応についてでございます。

三本木地区と同様に利用している土地の中に国有地が含まれ、払い下げや使用料の対象となる地区が市内でほかにもあるかという点でございます。

これにつきましては、全てを確認できません。というのは、何ていうんですか、公民館とかこういうものと、あるいはその地域内に大変多くの国有地が残っておりまして、例えば地域の開発、あるいはそこに旅館、ホテルが来るときには、国有地を払い下げないと登記ができないと。こういう問題、非常に多くありまして、一つの集落に、うちのほうへ行っても、もう本当に10カ所ぐらい、いまだに残っている国有地はございます。

そういう観点からいたしまして、これは管理者である財務省の財務局の宇都宮財務事務所に確認いたしましたところ、市内に数カ所ある、これは多分、公民館とか建物限定だと思えます。これは数カ所なんていうものじゃなくて、大変な、あるんですよ。古い集落へ行くとますますあると、こういう状況だと思えます。

この払い下げの使用料の額を算定する際、この単価についても答弁をさせていただきますと、と同様に、これについては宇都宮財務事務所に確認いたしましたところ、適正な対価をもって、譲渡、または貸し付けを行うこと、そういう返事でございます。その際の単価については時価になると伺っております。

また、の市内で同様の案件があるとすれば、他の地区ではどのような対処をしているか。また、市として対応策、支援策があるかについてもお答えいたします。

他の地区における対処の状況につきましては、把握しておりません。また、市として自治公民館敷地の取得等に対する対応策や支援策は現在のところまでやってはございません。

以上、第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 私の質問と市長の考えている部分が若干かみ合わなかったというか、市長は、市長として、那須塩原市全体のそういう土地の問題を把握、私が言うことによって、把握しなくてはならないのかといったから、今のような答弁があったのかとは思いますが、私は、ただ単に、今回地籍調査をし、そして、今どういう、そのね、那須塩原市内には何カ所あるのかということを開きたかったのですが、それで、私のほうでも、今回の市政一般質問書をつくるに当たり、国、宇都宮財務事務所のほうにも同じような質問を行いました。私のほうの答えの中では、自治会が使用中の国有地一覧ということで、自治会名、所在地、国有財産台帳、数量、 m^2 、備考ということで、詳しく教えていただきました。

三本木自治会を含め、那須塩原市には5カ所あるそうです。国有財産台帳数量では、我が自治会が一番多く、 $595.04m^2$ 、その5カ所のうちの一番

少ないのが78.6㎡だそうです。

について、先ほどの答弁では、失礼しました。払い下げ、もしくは貸し付けを行うときは、時価となるというような話もありましたが、その時価というものは幾らかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 大変失礼しました。

今使っている用地ね。私は、自分でも大変そのことで悩んできて、地籍調査も進まなければ、その土地を売りたい方もあるんですけども、国有林が間に入っていて、どうにもならないということで、20年ぐらいそういうことで悩んでしまったことが、それは対価を払って解決できたんですが、そういう点で、全体でというから、ちょっと数え切れないんじゃないかなという感じでしたが、この地域の使っている建物等については、今、伊藤議員の言ったとおりになっているんだと思います。

なお、詳しいその後の、今、再質問を受けた部分については、担当からお答えさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 財務事務所のほうにおきまして、その時価というふうに言っているけれども、これはどういうふうな価格なんだというようなことだと思います。ただ、ある1点を指して、じゃ、例えば幾らというようなことは申し上げられないと思いますけれども、私のほうで把握しています、といいますのは、市のほうでもこういうふうな取引といいますか、国有地のほうを払い下げていただくというふうなことが現在までございます。そんなところからいきますと、幾つかありまして、1つは、路線価、そういったものを使用

する。あるいは、そんな中でも、路線価、あるいは固定資産税の評価額、その場合は国税庁のほうで出しています評価倍率表における、その地区の倍率というものを掛けるというようなことでございますけれども、あとは、不動産の鑑定評価、あるいは固定資産税の評価額を用いるというふうなことで聞いております。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 私もこれを調べてきました。使用料の場合と払い下げの場合について教えてもらいました。

使用料の場合は10年前、遡求期限という難しい言葉あるんですね。これは10年前までさかのぼることということです。現在の評価額の安いほうをベースに、今言った部分と安いほうをベースに算出するが、算出方法については複雑であるため、今すぐには額を出せない。必要であれば、地元立ち会いまでには算出する。

そして、遡求、これは求めるほうなんです、10年分の使用料も加算されるということなんです。10年分の使用料も加算されると。これが既往使用料という制度であります。

また、払い下げの場合には、今、総務部長さんから言われましたが、払い下げの場合は、国税庁の定める相続税、路線価を使用している。路線化区域ではない場合には、固定資産税評価額掛ける時価倍率ということで単価として使用している。

三本木地区は路線価区域外の地区ですということは言われています。払い下げる場合にも、遡求、求めるほうですね。10年分の使用料が別途計算されると、そういうお答えをもらっています。これが国の考えです。

一方で、地域では突然の話で驚いています。この計算式を当てはめると、私たちの地域ではとてつもなく大きな金額になってしまうことなので、

ただ驚いているだけであります。

番について。

地域の言い分からすると、現在、公民館の一部、お堂、保管庫、全て公共的に使われております。お堂、保管庫については、先ほども話がありました。市の無形文化財指定の三本木獅子舞を奉納、獅子の保存庫として使用している。三本木行政区自治会では100年以上も継続して維持管理を行ってきている。イチョウの大木の一部伐採についても、集落の負担で手入れをしており、草刈り、草取り等も集落で行っております。

この件に関して、私たちは市に仲介をいただいて、解決策を見つけてほしい、これが地域の願いであります。いかがですか、伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） ただいまのその払い下げにおきまして、市のほうで仲介をしていただけないかというふうなご質問だったと思います。

現在までいるんな払い下げのほう、私どものほう、市のほうでも国のほうからいただいているわけでございますけれども、やはり国のほうとしましては、ただいま議員さんからもお話がありましたような算定方式というものがあまして、それでもうびったりと請求をされてくるといいですか、それに沿った形で我々のほうは成立をしているというふうなことでございます。

そんなことを考えますと、なかなか市のほうが仲介に入りまして、それだからといって、どんなふうに影響、いいほうの影響でございますが、持って来られるのかというふうなところがなかなか難しいところがあるかと思えます。

そんなところからいきますと、なかなか仲介というふうなところにつきましては、難しいのかなというふうと考えております。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） それが無理であれば、三本木自治会としては、財務局所有の土地を購入するか、賃貸するか、それとも返納するかを選択することになるでしょう。

今回、地籍調査の結果判明した国有地の対応については、国と地域の間にも市も入ってもらい、問題解決を図るのには、何が一番いい方法なのか、市も一緒に考えてほしい。市のほうでも最善の方法を探っていただけるよう強く要望し、また、市内にある5カ所の地域で同じ問題を抱えていることになるので、横の連絡を密にとりながら、問題解決を図りたい。

以上で2項目めの地籍調査の結果判明した国有地の対応について終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で、9番、伊藤豊美議員の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時04分